

熊本市公報

第 1356 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

条 例

○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）	936
○熊本市地域の元気基金条例（条例第 30 号）	937
○熊本市税条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）	939
○熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）	943
○熊本市難病患者等ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例（条例第 33 号）	945
○熊本市保健衛生事務に関する手数料条例及び熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部 を改正する条例（条例第 34 号）	946
○熊本市児童館条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）	947
○熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（条例第 36 号）	950
○熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）	955
○熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（条例第 38 号）	957
○熊本市长等の給料の特例に関する条例（条例第 39 号）	961
○熊本市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例（条例第 40 号）	962

規 則

○熊本市業務職員の給与の臨時特例に関する規則（規則第 59 号）	963
----------------------------------	-----

告 示

○土壤汚染対策法による特定有害物質汚染区域の指定（告示第 483 号）	965
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 485 号）	965
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 486 号）	965
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 488 号）	966
○放置自転車の移動及び返還（告示第 489 号）	966
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 490 号）	967
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 491 号）	967
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 492 号）	967
○市道の区域変更（告示第 494 号）	968
○市道の供用開始（告示第 495 号）	969
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 496 号）	969
○平成 25 年度熊本市一般廃棄物処理実施計画の変更（告示第 497 号）	970
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 498 号）	1015
○放置自転車の売却等（告示第 499 号）	1015
○市道の認定（告示第 500 号）	1015
○市道の廃止（告示第 501 号）	1017
○市道の区域決定（告示第 502 号）	1017

○市道の供用開始（告示第 503 号）	1019
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 504 号）	1021
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（告示第 505 号）	1021
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 507 号）	1021
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 510 号）	1022
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 511 号）	1022
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 512 号）	1023
○市道の区域変更（告示第 513 号）	1023
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 514 号）	1023
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 515 号）	1024
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 516 号）	1024
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 518 号）	1024
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 519 号）	1025
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 521 号）	1025
○生活保護法による介護機関の指定（告示第 522 号）	1026
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 523 号）	1027
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 524 号）	1027
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 525 号）	1027
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 526 号）	1029
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 527 号）	1030
○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 528 号）	1030
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 529 号）	1030

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 449 号）	1032
○開発行為に関する工事の完了（公告第 454 号）	1033
○熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する基準（公告第 455 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 456 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 458 号）	1033
○開発行為に関する工事の完了（公告第 459 号）	1034
○開発行為に関する工事の完了（公告第 460 号）	1034
○開発行為に関する工事の完了（公告第 461 号）	1034
○開発行為に関する工事の完了（公告第 465 号）	1035
○開発行為に関する工事の完了（公告第 466 号）	1035
○開発行為に関する工事の完了（公告第 467 号）	1035
○動産の公売（公告第 471 号）	1035
○開発行為に関する工事の完了（公告第 477 号）	1038
○開発行為に関する工事の完了（公告第 478 号）	1038
○地籍調査の実施（公告第 479 号）	1038
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 481 号）	1039
○開発行為に関する工事の完了（公告第 486 号）	1039
○開発行為に関する工事の完了（公告第 487 号）	1040
○建築基準法による一団地建築物の認定（公告第 488 号）	1040
○開発行為に関する工事の完了（公告第 490 号）	1040
○開発行為に関する工事の完了（公告第 495 号）	1041

○開発行為に関する工事の完了（公告第 498 号）	1041
○開発行為に関する工事の完了（公告第 499 号）	1041
○開発行為に関する工事の完了（公告第 500 号）	1041

交 通 局

○熊本市交通事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（交通局規程第 9 号）	1042
--	------

上 下 水 道 局

○熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 21 号）	1043
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（上下水道局規程第 22 号）	1044
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 43 号）	1046
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 44 号）	1046

病 院 局

○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 10 号）	1046
○熊本市病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（病院局規程第 11 号）	1047

教 育 委 員 会

○熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則（教委規則第 9 号）	1049
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 9 号）	1050

条 例

条 例 第 29 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中 67 の項を 68 の項とし、34 の項から 66 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、
33 の項の次に次のように加える。

34	市長	熊本市植木地域農産物の駅 (仮称) 検討委員会	熊本市・植木町新市基本計画に係る(仮称) 農産物の駅を整備するため、必要な事項を 審議する。
----	----	----------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31
年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表農水産業計画推進委員会委員の項の次に次のように加える。

植木地域農産物の駅(仮称)検討委員会委員	日額 10,000 円
----------------------	-------------

条例 第 30 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市地域の元気基金条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市地域の元気基金条例

(設置)

第 1 条 緊急経済対策に係る公共投資を迅速かつ円滑に行い、もって地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、熊本市地域の元気基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 27 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

条例 第 31 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 5 の 2 第 2 項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第 36 条第 5 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）」を削る。

第 108 条第 4 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。）」を削る。

附則第 3 条の 2 中「、第 34 条」を削り、「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」

を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 34 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 4 条第 1 項中「日本銀行法」の次に「（平成 9 年法律第 89 号）」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第 2 項の規定により第 34 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合に、」を「到来する場合における当該」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第 7 条の 4 を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第 7 条の 4 第 27 条の 5 の 2 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 27 条の 2 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 18 条の 2 第 1 項又は附則第 18 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 27 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 まで」を

「、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」に改める。

附則第 21 条中「第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項」を「第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項若しくは第 38 項」に改める。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、」に改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第 45 条第 4 項」を「附則第 45 条第 5 項」に、「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 27 条の 5 の 2 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 条の 2 、第 4 条、第 4 条の 2 、第 7 条の 4 及び第 17 条の 2 の改正規定並びに次条及び附則第 3 条第 1 項の規定 平成 26 年 1 月 1 日

(2) 附則第 7 条の 3 の 2 及び第 23 条の改正規定並びに附則第 3 条第 2 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に

よる。

2 新条例附則第 23 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 36 条の規定は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 25 年 4 月 1 日前に地方税法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 3 号)第 1 条の規定による改正後の方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 10 条の 3 第 6 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 新条例附則第 21 条の規定は、平成 25 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 24 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 31 号)附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 21 条の規定の適用については、同条中「、第 33 項若しくは第 38 項」とあるのは、「若しくは第 33 項」とする。

条例 第 32 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例

熊本市立図書館設置条例(昭和 28 年条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 18 条とし、第 10 条の次に次の 7 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 11 条 分館(教育委員会規則で定める分館に限る。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他 の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせること ができる。

(指定管理者の指定の手続)

第 12 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、分館の事業計画書その他 教育委員会規則で定める書類を添えて、当該指定について委員会に申請しなければ ならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、 次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定 管理者を指定するものとする。

- (1) 分館の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、分館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理 に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第 2 条各号に掲げる事業についての十分な専門的知識を持つ人材を有してい ると認められること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める基準
(指定管理者が行う管理の基準)

第 13 条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく教育委員会規則その他委員会が定めるところに従い、分館の管理を行わなければならぬ。

- (指定管理者が行う業務)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 分館の維持管理に関する業務
- (2) 第 2 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、分館の管理運営上委員会が必要と認める業務
(協定の締結)

第 15 条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と分館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、市長が別に定める。

- (指定の取消し等に係る損害賠償)

第 16 条 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

- (秘密保持義務等)

第 17 条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、分館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 33 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市難病患者等ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市難病患者等ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例

熊本市難病患者等ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（平成 22 年条例第 96 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 第 34 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例及び熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例及び熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正)

第 1 条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）関係の部中「動物取扱業登録申請」を「第一種動物取扱業登録申請」に、「動物取扱業登録更新申請」を「第一種動物取扱業登録更新申請」に、「第 35 条第 2 項」を「第 35 条第 3 項」に改める。

(熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 24 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条（見出しを含む。）中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第 19 条第 1 項中「第 24 条第 1 項」の次に「（法第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

条例 第 35 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市児童館条例の一部を改正する条例

熊本市児童館条例（平成 23 年条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表南部児童館の項の次に次のように加える。

城南児童館	熊本市南区城南町舞原 451 番地 9
-------	---------------------

第 9 条第 1 項中「児童館の」を「児童館（城南児童館を除く。）の」に改める。

第 10 条を第 17 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 10 条 城南児童館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第 11 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に發揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 第 3 条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準
(指定管理者が行う管理の基準)

第 12 条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第 13 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務
- (2) 城南児童館の維持管理に関する業務
- (3) 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務
(協定の締結)

第 14 条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第 15 条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第 16 条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行う

ことができる。

条例 第 36 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の公共施設の屋根、屋上その他の場所（以下「屋根等」という。）に太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）及び当該太陽光発電設備と電気事業者（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の電気事業者（同項の特定規模電気事業者を除く。）をいう。）の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物をいう。）とを電気的に接続する目的で設置する物件（以下「附属物件」という。）を設置する場合における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による屋根等の目的外使用に關し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第 2 条 太陽光発電設備及び附属物件（以下「太陽光発電設備等」という。）を設置するための屋根等の使用の許可（以下「屋根等使用許可」という。）は、法第 6 条第 1 項の認定を受けた者に対してのみ、することができる。

2 屋根等使用許可をするに当たっては、使用の目的、範囲及び期間、使用料その他当該公共施設の管理上必要な使用条件を付することができる。

(屋根等使用許可の対象となる公共施設)

第 3 条 屋根等使用許可の対象となる公共施設は、その規模、構造、用途、使用の状況等を勘案して市長（当該公共施設が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 号に規定する教育財産である場合にあって

は、教育委員会) が指定するものに限る。

(使用期間)

第 4 条 屋根等使用許可の期間(以下「使用期間」という。)は、25 年以内とする。

(使用料)

第 5 条 屋根等使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、1 年につき当該屋根等のうち太陽光発電設備のために使用する部分の水平投影面積に認定単価(使用者が 1 平方メートル当たりの使用の対価として提示した額であって、市長が認めたものをいう。)を乗じて得た額と、附属物件のために使用する場所について熊本市行政財産使用条例(昭和 39 年条例第 17 号)第 5 条第 2 項の規定の例により算定した額との合計額とする。ただし、当該年度の使用期間が 1 年に満たない場合の使用料の額は、当該合計額を当該年度の日数で除して得た額に当該年度の使用期間の日数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により使用者が提示する額は、調達価格(法第 3 条第 1 項に規定する調達価格をいう。)を勘案して規則で定める額以上でなければならない。

(使用料の納付)

第 6 条 使用者は、各年度分の使用料を、毎年度、市長が指定する期限までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、分割して納付することができる。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 本市が屋根等使用許可に係る公共施設の点検、修繕等の作業を行うため、太陽光発電設備を用いた発電又は当該発電により生じた電気の送電ができないとき。
- (2) 屋根等使用許可に係る公共施設に災害その他不可抗力による損壊等が発生したことを原因として、太陽光発電設備を用いた発電又は当該発電により生じた電気の送電ができないとき。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、公益上その他の理由により特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 8 条 使用者は、その使用することのできる地位を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者について相続又は合併若しくは分割があったときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により屋根等使用許可に係る権利及び当該許可に係る太陽光発電設備等を承継した法人は、使用者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

(目的外の使用の禁止)

第 9 条 使用者は、屋根等を太陽光発電設備等の設置以外の目的に使用してはならない。

(使用に関する指示等)

第 10 条 公共施設の維持管理のため必要があるときは、使用者に対し、屋根等の使用の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は屋根等の使用に関し必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 屋根等を使用しようとする者が熊本市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 94 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定するものであるとき。
- (2) 当該使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(屋根等使用許可の取消し等)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するときは、屋根等使用許可の取消し又は使用的制限若しくは変更をすることができる。

- (1) 使用者が法第 6 条第 6 項の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 公共施設又はその設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当しているとき。
- (5) 法令に違反する行為をしたとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 第 2 条第 2 項の規定に基づく使用条件に違反したとき。

- (8) 使用料を市長が指定する期限までに納付しないとき。
 - (9) 第 10 条に規定する指示等に従わないとき。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、公共施設の管理上支障があるとき。
- (屋根等使用許可の変更)

第 13 条 使用者は、屋根等使用許可に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、変更の許可を受け、又は届出をしなければならない。

(使用の中止)

第 14 条 使用者は、使用期間内において使用を中止しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

(災害時等における公共施設への電力供給)

第 15 条 本市は、災害、電力供給のひつ迫等により公共施設への電力供給が停止した場合においては、当該公共施設に設置した太陽光発電設備により発電した電気を当該公共施設で使用することができる。

(設備の設置及び維持管理の義務)

第 16 条 使用者は、太陽光発電設備等がその機能を十分に發揮し、及びその通常有すべき安全性を確保するため、当該太陽光発電設備等の適切な設置及び必要な維持管理を行わなければならない。

(原状回復義務)

第 17 条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用を中止したとき又は屋根等使用許可が取り消されたときは、直ちに屋根等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 18 条 使用者は、屋根等の使用に当たって公共施設又はその設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

2 使用者は、太陽光発電設備等の設置又は管理に関する瑕疵により、本市又は公共施設の利用者等に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

3 本市は、第 12 条の規定に基づく屋根等使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

(過料)

第 19 条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 第 37 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市現代美術館条例の一部を改正する条例

熊本市現代美術館条例（平成 13 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 13 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げる者のほか、」に改める。

第 20 条第 2 項第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 26 条を第 27 条とし、第 23 条から第 25 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 23 条 第 20 条第 2 項の規定により指定された指定管理者は、市が展示する美術品等の観覧及び市が行う講演会等への入場、美術館の施設等の使用並びに美術館に保管され、又は展示されている美術品等の特別利用（以下「美術館の施設等の使用等」という。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として收受することができる。この場合において、第 10 条第 1 項から第 3 項まで及び同条第 5 項の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表第 1 から別表第 3 までに定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 観覧料等を納付した者は、当該観覧料等に係る美術館の施設等の使用等について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。

6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

条例 第 38 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例

(一般職の職員の給与の特例)

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間(以下「特例期間」という。)における熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 5 号。以下「一般職給与条例」という。)第 3 条第 2 項各号に規定する給料表、熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 18 号。以下「教育職給与条例」という。)第 4 条第 2 項各号に規定する給料表又は熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 19 年条例第 8 号。以下「任期付職員条例」という。)別表の適用を受ける職員(任期付職員条例の規定により任期を定めて採用された職員であって行政職員給料表の適用を受けるものにあっては、2 級以上の職員に限る。以下「一般職の職員」という。)の給料月額は、一般職給与条例第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 条、教育職給与条例第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条並びに任期付職員条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎額」という。)から、基礎額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「減額率」という。)を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、一般職給与条例第 26 条第 1 項の勤務 1 時間当たりの給与額及び熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 46 年条例第 61 号)第 3 条第 1 項の教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
行政職員給料表又は消防職員給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 6.77
	4 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
医療職員給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 7.77
	3 級以上	100 分の 9.77
教育職給料表(1)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
教育職給料表(2)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 7.77
特定任期付職員給料表	4 号給以下	100 分の 7.77
	5 号給以上	100 分の 9.77

2 特例期間における一般職の職員の管理職手当の額は、一般職給与条例第 24 条及び教育職給与条例第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。

3 特例期間における一般職の職員の地域手当の額は、一般職給与条例第 11 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額に対する地域手当の月額に当該一般職の職員に係る減額率を乗じて得た額と管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額との合計額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

4 特例期間における一般職の職員の特地勤務手当及びへき地手当の額は、一般職給与条例第 17 条の 2 及び第 18 条並びに熊本市立学校職員のへき地手当に関する条例（昭和 48 年条例第 28 号）第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該額に当該一般職の職員に係る減額率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

5 特例期間における一般職給与条例第 19 条（教育職給与条例第 6 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）及び第 21 条から第 23 条までに規定する勤務 1 時間

当たりの給与額は、一般職給与条例第 26 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額とこれに対する地域手当の月額との合計額に 12 を乗じ、その額を熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間条例第 8 条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の勤務時間（勤務時間条例第 3 条第 2 項本文に規定する勤務時間をいう。）を減じたもので除した額に当該一般職の職員に係る減額率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

6 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「除した額」とあるのは、「除した額に、勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間を乗じて得た額を同条第 3 項の規定により定められた当該職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た額」とする。

7 一般職の職員のうち一般職給与条例附則第 9 項、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 4 号）附則第 8 項から第 10 項まで、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年条例第 8 号）附則第 7 項から第 9 項まで又は熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 17 号）附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の支給を受けるものに対する第 1 項、第 3 項及び第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、第 1 項中「並びに任期付職員条例第 7 条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「、一般職給与条例附則第 9 項、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 4 号）附則第 8 項から第 10 項まで、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年条例第 8 号）附則第 7 項から第 9 項まで並びに熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 17 号）附則第 6 項から第 8 項まで」とする。

（部分休業をしている職員の給与の額の特例）

第 2 条 特例期間における熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）第 25 条の規定の適用については、同条中「一般職の給与条例第 26 条」とあ

るのは、「熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年条例第 38 号）第 1 条第 5 項」とする。

（介護休暇をしている職員の給与の額の特例）

第 3 条 特例期間における勤務時間条例第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「同条例第 26 条」とあるのは、「熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年条例第 38 号）第 1 条第 5 項」とする。

（市長、副市長及び常勤監査委員の給料の特例）

第 4 条 特例期間における市長、副市長及び常勤監査委員の給料月額は、熊本市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100 分の 20 （副市長及び常勤監査委員にあっては、100 分の 10）を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

（教育長の給料の特例）

第 5 条 特例期間における教育長の給料月額は、熊本市教育長の給与等に関する条例（平成 10 年条例第 17 号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。

（企業管理者の給料の特例）

第 6 条 特例期間における企業管理者の給料月額は、熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和 41 年条例第 48 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

条例 第 39 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市長等の給料の特例に関する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市長等の給料の特例に関する条例

(市長及び副市長の給料の特例)

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間における市長及び副市長の給料月額は、熊本市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に 100 分の 100 （副市長にあっては、100 分の 30 ）を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

（熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の適用除外）

第 2 条 前条の期間における市長及び副市長の給料月額については、熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年条例第 38 号）第 4 条の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、平成 25 年 7 月 31 日限り、その効力を失う。

条例 第 40 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間における議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬月額は、熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和 25 年告示第 32 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に議長及び副議長にあっては 100 分の 10 、議員（議長及び副議長を除く。）にあっては 100 分の 7.1 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

規則

規則 第 59 号

平成 25 年 6 月 28 日

熊本市業務職員の給与の臨時特例に関する規則を公布する。

熊本市長　幸山政史

熊本市業務職員の給与の臨時特例に関する規則

(給料の特例)

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間（以下「特例期間」という。）における熊本市業務職員の給与に関する規則（平成 19 年規則第 28 号。以下「業務職員給与規則」という。）別表第 1 の適用を受ける職員（以下「業務職員」という。）の給料月額は、業務職員給与規則第 2 条から第 4 条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- (1) その職務の級が 3 級以下の職員 100 分の 4.77
- (2) その職務の級が 4 級の職員 100 分の 6.77
- (3) その職務の級が 5 級の職員 100 分の 7.77

2 業務職員のうち業務職員給与規則附則第 5 項、第 6 項若しくは第 9 項又は熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 23 年規則第 15 号）附則第 7 項若しくは第 8 項の規定による給料の支給を受けるものに対する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「第 4 条まで」とあるのは「第 4 条まで、附則第 5 項、第 6 項及び第 9 項並びに熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 23 年規則第 15 号）附則第 7 項及び第 8 項」とする。

(手当等の特例)

第 2 条 前条に定めるもののほか、特例期間における業務職員の給与については、熊

本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年条例第 38 号）第 1 条から第 3 条までの規定の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

告 示

告示 第 483 号

平成 25 年 6 月 17 日

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 法第 6 条第 1 項の規定に基づき指定する区域（以下「要措置区域」という。）

(1) 要措置区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市中央区本荘町字上白川端 320 番 1 の一部

熊本市中央区本荘町字松原 365 番の一部

(2) 当該区域において土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「施行規則」という。）第 31 条第 1 項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）及び同条第 2 項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

(3) 当該区域において講すべき指示措置

ア 土壤溶出量基準に適合しない土地

地下水の水質の測定

イ 土壤含有量基準に適合しない土地

土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと

2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき指定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）

(1) 形質変更時要届出区域に指定する区域の土地の所在地

熊本市中央区本荘町字上白川端 320 番 1 の一部

熊本市中央区本荘町字松原 365 番の一部

(2) 当該区域において土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

(3) 施行規則第 58 条第 4 項第 9 号に該当する。（土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められる。）

告示 第 485 号

平成 25 年 6 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9664	ヒューマンライフケア熊本 熊本市中央区細工町三丁目 7 番 2 号 細工町ハイツ 1 階	ヒューマンライフケア株式会社 東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 25 号 代表取締役 河上 信弘	平成 25 年 7 月 1 日	居宅介護支援

告示 第 486 号

平成 25 年 6 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次

のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9672	居宅介護支援事業所 はぎの里 熊本市北区植木町鞍掛 1791 番地	一般社団法人未来会 熊本市北区植木町鞍掛 1791 番地 代表理事 内田 和朋	平成 25 年 7 月 1 日	居宅介護支援

告示第 488 号

平成 25 年 6 月 19 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09680	訪問介護事業所 エルスリー熊本野中 熊本市西区野中三丁目 3 番 20 号	株式会社エヌ・ビー・ラボ 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 101 番地 1 クロスゲート 7 階 代表取締役 清原 晃	平成 25 年 6 月 25 日	訪問介護

告示第 489 号

平成 25 年 6 月 20 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 5 月 31 日 フайнビル

イ 平成 25 年 6 月 3 日 熊本駅高架下北側駐輪場・南側駐輪場、中央区新大江二丁目 15 、中央区下通二丁目 1

ウ 平成 25 年 6 月 4 日 辛島エリア、銀座通りエリア、市役所地下駐輪場、北区八景水谷四丁目 1 、上通エリア、手取エリア、新市街エリア

エ 平成 25 年 6 月 5 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、中央区紺屋今町、上通エリア、並木坂エリア

オ 平成 25 年 6 月 6 日 南区南高江一丁目 19 、南区馬渡一丁目 15

カ 平成 25 年 6 月 7 日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、水道町エリア、並木坂エリア、南区平田二丁目 17 、中央区上通町 2

キ 平成 25 年 6 月 10 日 手取エリア、上通エリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア、辛島エリア、銀座通りエリア

ク 平成 25 年 6 月 12 日 手取エリア、上通エリア、新市街エリア、並木坂エリア、辛島エリア、銀座通りエリア

ケ 平成 25 年 6 月 13 日 手取エリア、上通エリア、並木坂エリア、辛島エリア、西区横手五

丁目 16

- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 (3) 保管の期間 平成 25 年 9 月 20 日まで
 2 移動・保管台数
 自転車 209 台
 3 返還事務を行う曜日・時間
 月曜日から土曜日まで
 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
 日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
 4 返還を受けるための必要事項
 自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
 5 連絡先（返還事務を行う場所）
 平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
 熊本中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示 第 490 号

平成 25 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
 平野区自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 (1) 代表者の氏名
 「永井 守」を「永井 義孝」に改める。
 (2) 代表者の住所
 「熊本市植木町平野 110 番地 1」を「熊本市北区植木町平野 464 番地 2」に改める。

告示 第 491 号

平成 25 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 団体の名称
 井上区自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 (1) 代表者の氏名
 「小佐井 重雄」を「小佐井 隆弘」に改める。
 (2) 代表者の住所
 「熊本市改寄町 442 番地」を「熊本市北区改寄町 492 番地」に改める。

告示 第 492 号

平成 25 年 6 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした御船

手区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

名称

「地縁団体御船手区」を「御船手区自治会」に改める。

目的

「本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。」

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 消防施設の維持管理

(5) 放送施設の維持管理

(6) その他本区の目的達成するために必要な諸活動」を

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。」

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) 消防施設の維持管理

(5) 放送施設の維持管理

(6) その他本会の目的達成するために必要な諸活動」に改める。

区域

「本区の区域は、富合町大字御船手 1528 番から 1625 番地 1 までの区域及び、大字杉島 1431 番地から 1436 番地 1 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区富合町御船手 1528 番地から 1625 番地までの区域及び、熊本市南区富合町杉島 1431 番地から 1436 番地 1 までの区域とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本県下益城郡富合町大字御船手 1605 番地」を「熊本市南区富合町御船手 1605 番地」に改める。

代表者の住所

「熊本県下益城郡富合町大字御船手 1605 番地」を「熊本市南区富合町御船手 1605 番地」に改める。

告示第 494 号

平成 25 年 6 月 21 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)

3-337	大江2丁目 第8号線	中央区大江二丁目876番6地先から 中央区大江二丁目872番1地先まで	旧	3. 6 ～ 3. 6	16. 7
		中央区大江二丁目876番6地先から 中央区大江二丁目872番1地先まで	新	3. 8 ～ 3. 8	16. 7

告示第495号

平成25年6月21日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
3-337	大江2丁目第8号線	中央区大江二丁目876番6地先から 中央区大江二丁目872番1地先まで	平成25年6月21日

告示第496号

平成25年6月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

西里校区第四町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市貢町691番地1から699番地、701番地1、702番地1、710番地1から713番地2、717番地3から724番地、726番地2、733番地1、734番地1、734番地3、735番地1から741番地、744番地から746番地、751番地から753番地1、756番地から887番地、955番地2、957番地1、958番地、963番地から1043番地2、1049番地から1064番地1、1066番地から1068番地、1069番地2、1071番地から1077番地、1182番地から1187番地の区域」を「熊本市北区貢町691番地1から699番地、701番地1、702番地1、710番地1から713番地2、717番地3から724番地、726番地2、733番地1、734番地1、734番地3、735番地1から741番地、744番地から746番地、751番地から753番地1、756番地から887番地、955番地2、957番地1、958番地、963番地から1043番地2、1049番地から1064番地1、1066番地から1068番地、1069番地2、1071番地から1077番地、1182番地から1187番地の区域」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市貢町 825 番地 4」を「熊本市北区貢町 825 番地 4」に改める。

告示 第 497 号

平成 25 年 6 月 21 日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度の一般廃棄物処理実施計画を次のとおり変更したので、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 2 年条例第 98 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

平成 25 年度 熊本市一般廃棄物処理実施計画

第 1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、熊本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進のために必要なごみの減量、リサイクルの推進等に関する必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

熊本市全域

なお、本計画において、「富合地区」とは旧富合町の区域を、「城南地区」とは旧城南町の区域を、「植木地区」とは旧植木町の区域を、「旧熊本市地区」とは熊本市全域のうち、富合地区、城南地区及び植木地区以外の区域を指すものとする。

3 計画期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

第 2 ごみの処理

1 ごみの排出状況

(1) 旧熊本市地区

旧熊本市地区における平成 22 年度から平成 24 年度までのごみの排出状況は下表のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 ^{※2}
総ごみ排出量	235,062t	237,483t	233,669t
(1人1日当たり)	970g	976g	955g
家庭ごみ	142,218t	143,963t	144,216t
(1人1日当たり) ^{※1}	501g	496g	493g
事業ごみ	90,915t	91,738t	88,190t
その他のごみ	1,929t	1,782t	1,263t

※1) 1 人 1 日当たりの家庭ごみの量は、資源化された量を除いている。

※2) 平成 24 年 7 月の九州北部豪雨に伴う水害ごみの量は除いている。

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における平成 23、24 年度のごみの排出状況は下表のとおりである。

地区	平成 23 年度			平成 24 年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合 地区	1,881t	0t	1,881t	2,001t	0t	2,001t	6.4%
城南 地区	4,662t	0t	4,662t	4,958t	0t	4,958t	6.3%
植木 地区	8,609t	0t	8,609t	8,911t	0t	8,911t	3.5%

2 ごみ減量及びリサイクルの推進

「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念や 3 つの基本方針に基づき、今年度は以下に示す取組を主に実施する。

○ 生ごみのリデュースとリサイクルの推進

家庭から排出される燃やすごみの半分近くを占める生ごみについて、「生ごみの減量とリサイクルの推進に関する実施方針」に基づき、リデュース（発生や排出の抑制）とリサイクルを推進するための具体的な施策を進める。

○ ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進に向けた具体的な施策の実施

- ・ ごみの発生抑制に資する取組の実施を促すよう、国や事業者に対する働きかけを強化する
- ・ ごみの発生抑制や再使用に関する取組について、市民活動団体や地域団体、個人から情報をを集め、広く市民に提供する

○ 再生利用（リサイクル）の拡大

- ・ 小型家電製品の拠点回収とアーメタルリサイクルに関する広域的な取組に協力する
- ・ プラスチック製容器包装やリサイクルできる紙（その他の紙）のさらなる分別の徹底に向けた啓発を実施する

3 処理の区分

(1) 家庭ごみ

熊本市が処理する一般廃棄物のうち、家庭ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）の区分及び処理方法等について、以下のとおり定める。

ア 定期収集家庭廃棄物（旧熊本市地区）

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、居住地区的家庭ごみ・資源収集カレンダーに従いごみステーション（条例第 2 条第 3 号の「収集場所」をいう。以下同じ。）へ搬出することとする。ただし、市民は、1 回の収集日に多量^{※1}の定期収集廃棄物をごみステーションに搬出することはできない。この場合の取扱いについては、別途キー（ア）に定めるものとする。

市は、家庭ごみ・資源収集カレンダーに従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の区分	内 容	収集主体	収集回数 ^{*2}	搬出時の形態	搬入先	処理方法						
燃 や す ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチックごみ (ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など 	市 (直営) (委託)	週 2 回	<p>指定収集袋^{*3}に入れて口を結ぶ。</p> <p>ただし、剪定枝は長さ 50cm 以下に切って、透明ごみ袋^{*4}に入れて口を結ぶか、直径 30cm 以下の束にしてひもで縛る。</p> <p>また、落ち葉は、透明ごみ袋^{*4}に入れて口を結ぶ</p>	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場)	焼 却						
埋 立 ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの類 ・小型家電製品 など 	市 (直営) (委託)	月 2 回	指定収集袋 ^{*3} に入れて口を結ぶ。	市の処理施設 (扇田環境センター)	埋 立 (必要に応じ、前処理として破碎金属回収を行う。)						
紙	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新聞紙・折込チラシ</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 50px;"> 週 1 回 (水曜日) </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 150px;"> ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 又は、紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の取っ手は外す) </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 150px;"> 委託業者の処理施設 </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 150px;"> 資源化 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">段ボール</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)</td> </tr> </table>	新聞紙・折込チラシ	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 又は、紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の取っ手は外す)	委託業者の処理施設	資源化	段ボール	その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)				
新聞紙・折込チラシ	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 ひもで十文字に縛る。 又は、紙袋に入れて出す。 (ただし、紙製以外の取っ手は外す)					委託業者の処理施設	資源化				
段ボール												
その他の紙 (雑誌、書籍、ノート、カタログ、包装紙、紙袋、紙箱、ハガキ、封筒などの再資源化等の対象となる紙)												

紙	紙パック (500ml 以上の容量のもので、内部にアルミ箔等が貼られていないもの。)	市 (直営) (委託)	週 1 回 (水曜日)	ひもで十文字に縛る。		
資源物	空きびん・空き缶	市 (委託)	月 2 回	透明ごみ袋※ ⁴ に入れて口を結ぶ。	委託業者の 処理施設	資源化
	なべ類 (なべ、やかん、フライパンなど)			透明ごみ袋※ ⁴ に入れて口を結ぶ。		
	古着類 (衣類及びシーツ、タオルケットなどの再資源化等の対象となる古布)			透明ごみ袋※ ⁴ に入れて口を結ぶ。		
	使用済み乾電池			透明ごみ袋※ ⁴ に入れて口を結ぶ。		
	自転車			不用品と書いた札をつける。		
ボ ベ ト ッ ト	ペットボトル			透明ごみ袋※ ⁴ に入れて口を結ぶ。		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 (プラスチック製容器包装であって、汚れていないもの(汚れをすすぐで乾かしたもの)を含む)	市 (委託)	週 1 回	透明ごみ袋※ ⁴ に入れて口を結ぶ		

※1 多量： 1回の収集日において、「1人につき縦80cm×横65cmのごみ袋2袋相当」又は「1世帯につき縦80cm×横65cmのごみ袋5袋相当」のうち少ない量を超える量をいう。ただし、これにより難い特別な事情がある場合にあっては、個別に判断

を行うものとする。

※2 収集回数：原則として収集回数は前頁の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、平成 25 年度家庭ごみ・資源収集カレンダーによる。

また、収集日は小学校区を基本に市内を 18 地区に区分けして設定している。

※3 指定収集袋：燃やすごみ用、高密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの 4 種類

区分	縦	横	備考
大 45 リットル用	80cm	65cm	まち両側各 10cm を含む
中 30 リットル用	70cm	50cm	まち両側各 7.5cm を含む
小 15 リットル用	58cm	40cm	まち両側各 7cm を含む
特小 5 リットル用	54cm	32cm	まち両側各 6cm を含む

：埋立ごみ用、低密度ポリエチレン製（炭酸カルシウムを混入しないこと）の透明袋であって以下の大きさの 3 種類

区分	縦	横	備考
大 45 リットル用	80cm	65cm	まち両側各 10cm を含む
中 30 リットル用	70cm	50cm	まち両側各 7.5cm を含む
小 15 リットル用	58cm	40cm	まち両側各 7cm を含む

※4 透明ごみ袋：顔料を含まない低密度又は高密度ポリエチレン製の透明の袋であって、縦 80cm 以下、横 65cm 以下の大きさのもの（この要件を満たす袋であって内容物が確認できる程度の社名、広告等の印刷のある透明のレジ袋を含む。）をいう。

イ 大型ごみ（旧熊本市地区）

家庭ごみのうち「大型ごみ」とは、指定収集袋大袋 1 袋に適正に収納する（当該ごみを収納し、収納した袋自身で開口部を結んで閉じることができることをいう。）ことができない大きさのもの（後述する〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものを除く。）をいう。

市民は、大型ごみの処分を市に依頼するときは、事前に次に示す手続きにより収集を申し込んだうえ、申込時に指定された場所まで搬出する。

（ア）事前申込み

市民は、大型ごみの収集を市に依頼しようとするときには、電話でごみゼロコールに事前申込みを行うものとする。市民とごみゼロコールは、この申込みの際に次頁に示す事項の打ち合わせを行い、さらに、ごみゼロコールは次頁に示す事項の案内を行う。

○ 打ち合わせ事項：大型ごみを搬出する場所、収集日（ごみゼロコールが案内する収集可能な日からの選択）、収集物、品数、大きさ、重さ、その他必要な事項

※ 大型ごみを搬出する場所について

- ・ 収集車両の進入が可能な道路に面している戸建住居については、申込者の敷地内であって、道路に面した場所であることを条件とする。

- ・ 集合住宅等で当該集合住宅専用埋立ごみステーションが設置されている場合には、これを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。専用埋立ごみステーションが設置されていない場合には、戸建住居の場合に準ずる。

- ・ 狹隘路など収集車両が進入できない場所にある住居については、埋立ごみステーションを大型ごみ搬出場所として使用するものとする。

（ただし、埋立ごみ等の定期収集家庭廃棄物の排出・収集の妨げとならないように配慮するものとする。）

※ 収集個数の制限について

- 1回の収集日に収集することができる大型ごみの個数は、原則として 1 世帯につき 5 個までとする。

○ 案内する事項：収集可能な日、手数料の額（次の表の「処理手数料」の欄参照）、手数料を支払うことができる場所（大型ごみ処理券取扱所）、受付番号、その他必要な事項

(イ) 搬出手順

事前申込みを行った大型ごみの搬出手順は、次のとおりとする。

- 申込みの際案内された手数料を大型ごみ処理券取扱所で支払い、大型ごみ処理券（シール）を受け取る。
- 大型ごみ処理券（シール）に受付番号を記入し、申し込んだ大型ごみのわかりやすい位置に当該券を貼付する。
- 申込みの際の打ち合わせにより決まった日に、打ち合わせた場所に、午前 8 時 30 分までに b により大型ごみ処理券（シール）を貼付した大型ごみを搬出する。

(ウ) 収集後の処理

市が収集した大型ごみは、下表の「区分」欄に従い、「搬入先」欄に示す施設へ搬入し、「処理方法」欄に示す処理を行う。

区分	収集主体	搬入先	処理方法	処理手数料
可燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	市の処理施設	焼却	1品目につき 900 円 又は 500 円(品目別に規則で定める。)
不燃性大型ごみ	市 (直営) (委託)	民間の施設	破碎・金属回収後、残さを焼却又は埋立	

ごみゼロコールの受付業務実施日及び受付時間は次のとおりとする。

名称	所在地	受付時間等
ごみゼロコール	中央区花畠町 3-1	月曜日から土曜日(祝日含む) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(備考) 12 月 29 日から 1 月 3 日までは受付をしない。

〔大型ごみから除外する品目〕

なお、〔大型ごみから除外する品目〕表の「物品」の欄に掲げるものは、それぞれ同表の「分別の区分」欄に示す区分に従い、それぞれ同表の「搬出形態又は処分方法」の欄に示す搬出形態での搬出又は処分をするものとする。

	物 品	分別の区分	搬出形態又は処分方法
a	自転車	資源物	不用品と書いた札をつける。
b	段ボール	紙	紐で十文字に縛る。
c	市が収集しないごみ	キの(ア)、(カ)	キの(ア)、(カ)に規定する方法で処分
d	庭木の剪定枝 (1 本の直径 10cm 以下で長さ 1m 以下のものに限る。)	燃やすごみ	長さ 50 cm 以下に切って、直径 30 cm 以下に紐で束ねる。

e	木切れ等 (1本の直径又は断面の対角線 が 10cm 以下で長さ 1m 以下の ものに限る。)	燃やすごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
f	傘 (長さが 1 m 以下のものに限 る。)	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋の小袋(容量が 15 リットル相当 のもの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける (1 束はおおむね 5 本まで。)
g	つえ(松葉杖を含む。)	材質に応じて燃や すごみ又は埋立ご み	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
h	スコップ	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
i	ほうき、モップ及び 掃除用ブラシ	材質に応じて燃や すごみ又は埋立ご み	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
j	ゴルフクラブ	埋立ごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋の小袋(容量が 15 リットル相当 のもの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける (1 束はおおむね 5 本まで。)
k	ゲートボール用スティック	材質に応じて燃や すごみ又は埋立ご み	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
l	野球用バット及び ソフトボール用バット	材質に応じて燃や すごみ又は埋立ご み	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
m	テニス用ラケット及び バドミントン用ラケット	材質に応じて燃や すごみ又は埋立ご み	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
n	竹刀	燃やすごみ	紐で縛って直径 10 cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの)以上の大さきの指定収集袋を 1 枚巻きつける。

○	直径 10cm 以下で長さ 1m 以下の棒状のもの (c から n までに掲げるものを除く。)	材質に応じて燃や すごみ又は埋立ご み	紐で縛って直径 10cm 以下に束ね、指定 収集袋小袋(容量が 15 リットル相当の もの) 以上の大きさの指定収集袋を 1 枚巻きつける。
---	--	---------------------------	---

ウ 定期収集家庭廃棄物(富合地区)

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、富合地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、富合地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別 の 区分	内 容	収集 主体	収集 回数 ^{※1}	搬出時の形態	搬入先	処理 方法
燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチックごみ (ペットボトルを除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず など 	市 (委託)	週 2 回	指定ごみ袋 ^{※2} に入れて口を結ぶ。	宇城広域連合 宇土・富合 清掃センター	焼 却

燃 え な い ご み	・ガラス類 ・せともの類 ・小型家電製品など	市 (委託)	月 1 回	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。 指定ごみ袋に入らないもので、70cm×50cm×30cm 未満の物については、粗大ごみ処理券※3を貼付する。	宇城広域連合 宇土・富合 清掃センター	埋立 (前処理として、破碎・金属回収を行う。)
資源 ご み	新聞紙・折込チラシ	市 (委託)	月 1 回 (第 1 木 曜 日)	種類別コンテナに入れる。 ひもで十文字に縛る。	委託業者の処理 施設	資源化
	段ボール			種類別コンテナに入れる。		
	雑誌・紙箱類			種類別コンテナに入れる。		
	透明びん			栓を外し、すすぐ。		
	茶色びん			種類別コンテナに入れる。		
	その他のびん			必ずすすぐ。		
	生きびん			スプレー缶には必ず穴を開け、中身を出し切る。		
	アルミ缶			種類別コンテナに入れる。		
	スチール缶			種類別コンテナに入れる。		
	古着類 (衣及びシーツ、タオルケットなどの再資源化等の対象となる古布)			透明ごみ袋に入れて口を結ぶ。		
	ペットボトル			種類別コンテナに入れる。		
	白色トレイ 発泡スチロール			必ず栓を外し、すすぐ。		
				種類別コンテナに入れる。		

※1 収集回数：原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、旧富合町のごみ収集表による。また、収集日は行政区を基本に富合地区内を 5 地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋： 当面の間、旧富合町の指定ごみ袋を使用することとする。指定ごみ袋には燃えるごみ袋（特大・大・小）、燃えないごみ袋がある。

※3 粗大ごみシール： 当面の間、旧富合町の粗大ごみシールをそのまま使用することとする。

エ 定期収集家庭廃棄物（城南地区）

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次頁の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第 2 条第 1 号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。

市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次頁の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、城南地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、城南地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次頁の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別の区分	内容	収集主体	収集回数 [*] 1	搬出時の形態	搬入先	処理方法			
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック類 (ペットボトルを除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革製品類 ・ゴムくず ・木くず ・おむつ など 	市 (委託)	週2回 (祝日も収集)	指定ごみ袋 [*] 2に 入れて口を結ぶ。	宇城広域連合 宇城クリーン センター	焼却			
不燃物 (分別収集)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・小型家電製品 ・せともの類 ・鍋 ・化粧品ビン ・金属キャップ ・アルミはく ・白熱球 など 	市 (委託)	第1 ・ 第2 ・ 第3 校区毎月1回 木曜日	種類別コンテナ に入る (指定のコンテナ容器に入らない物は、粗大ごみとして搬出) 粗大ごみシール [*] 3を貼る	宇城広域連合 宇城クリーン センター	埋立 (前処理として粉碎・金属回収を行う。)			
資源ごみ (分別収集)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">新聞紙・折込チラシ</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">段ボール</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">雑誌・雑紙類</td> </tr> </table>	新聞紙・折込チラシ	段ボール	雑誌・雑紙類	市 (委託)	第1 ・ 第3 校区毎月1回 水曜日 / 第2金曜日	種類別コンテナ に入る。	委託業者の 処理施設	資源化
新聞紙・折込チラシ									
段ボール									
雑誌・雑紙類									

古布類 (衣類及びシーツ、タオルケット等の再資源化等の対象となる古布)		(第1・第2・第3校区毎月1回水曜日)			
資源ごみ (分別収集)	透明びん	市 (委託)	(第1・第2・第3校区毎月1回水曜日)	種類別コンテナに入れる。栓を外し、必ずすぐ。	宇城広域連合 宇城クリーンセンター
	茶色びん				
	その他の色びん				
	スプレー缶				
	発泡スチロール・トレー				
粗大ごみ (分別収集)	・電化製品 ・台所用品 ・冷暖房器具 ・寝具 ・家具 ・建具 ・扇風機 ・自転車 など	市 (委託)	(第1・第2・第3校区毎月1回木曜日)	粗大ごみシールを貼る。 (指定のコンテナ容器に入らない物) (家電・パソコンリサイクル法指定製品及び産業廃棄物は除く。)	宇城広域連合 宇城クリーンセンター

※1 収集回数：原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、旧城南町のごみ収集表による。また、収集日は行政区を基本に城南地区内を41地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋：当面の間、旧城南町の指定ごみ袋を使用することとする。指定ごみ袋は燃えるごみ袋(250)である。

※3 粗大ごみシール：当面の間、旧城南町の粗大ごみシールをそのまま使用することとする。

才 定期収集家庭廃棄物(植木地区)

家庭ごみのうち、市が定期に収集することとするものは、次頁の表の「分別の区分」の欄に掲げるものであって、「内容」の欄に適合するよう分別に努められたものとする。

なお、条例第2条第1号の定義に基づき、これらを総称して、定期収集家庭廃棄物という。市民は、定期収集家庭廃棄物を排出する際には、次頁の表の「搬出時の形態」の欄に適合させて、植木地区のごみ収集表に従いごみステーションへ搬出することとする。

市は、植木地区のごみ収集表に従ってごみステーションから定期収集家庭廃棄物を収集し、それぞれ次頁の表の「搬入先」の欄に掲げる施設に搬入し、「処理方法」の欄に掲げる方法により処理を行うこととする。

分別 の 区分	内容	収集 主体	収集 回数 [*] ₁	搬出時の形態	搬入先	処理 方法																			
可燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ ・紙くず (再資源化等の対象となる紙を除く。) ・プラスチック類 (資源回収品目を除く。) ・繊維くず (再資源化等の対象となる古布を除く。) ・革類 ・ゴムくず ・木くず ・おむつ など 	市 (直営) (委託)	週2回 (祝日は月曜日のみ実施)	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンター	焼却																			
不燃 ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類 ・せともの (陶器) 類 ・粘土 ・砥石 など 	市 (直営) (委託)	月1回	指定ごみ袋に入れて口を結ぶ。	山鹿植木広域行政事務組合最終処分場	埋立																			
資源 ごみ 分別 収集	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>新聞紙・折込チラシ</td></tr> <tr><td>段ボール・紙パック</td></tr> <tr><td>雑誌・雑紙類</td></tr> <tr><td>古布類 (衣類等の再資源化等の対象となる古布)</td></tr> <tr><td>かん類</td></tr> <tr><td>ペットボトル</td></tr> <tr><td>生きびん</td></tr> <tr><td>びん類</td></tr> <tr><td>白色トレイ</td></tr> <tr><td>プラスチック製容器包装</td></tr> <tr><td>金物類及び小型家電</td></tr> <tr><td>蛍光灯・電球類</td></tr> <tr><td>電池類</td></tr> </table>	新聞紙・折込チラシ	段ボール・紙パック	雑誌・雑紙類	古布類 (衣類等の再資源化等の対象となる古布)	かん類	ペットボトル	生きびん	びん類	白色トレイ	プラスチック製容器包装	金物類及び小型家電	蛍光灯・電球類	電池類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市 (委託)</td></tr> <tr><td>市 (委託)</td></tr> <tr><td>い 月2回 (雨天時は収集しない)</td></tr> <tr><td>月2回</td></tr> </table>	市 (委託)	市 (委託)	い 月2回 (雨天時は収集しない)	月2回		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>紐掛け収集</td></tr> <tr><td>種類別コンテナに入れる栓を外し、必ずすぐ。 スプレー缶は必ず穴を開け、中身を出し切る。</td></tr> </table>	紐掛け収集	種類別コンテナに入れる栓を外し、必ずすぐ。 スプレー缶は必ず穴を開け、中身を出し切る。	山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ	資源化
新聞紙・折込チラシ																									
段ボール・紙パック																									
雑誌・雑紙類																									
古布類 (衣類等の再資源化等の対象となる古布)																									
かん類																									
ペットボトル																									
生きびん																									
びん類																									
白色トレイ																									
プラスチック製容器包装																									
金物類及び小型家電																									
蛍光灯・電球類																									
電池類																									
市 (委託)																									
市 (委託)																									
い 月2回 (雨天時は収集しない)																									
月2回																									
紐掛け収集																									
種類別コンテナに入れる栓を外し、必ずすぐ。 スプレー缶は必ず穴を開け、中身を出し切る。																									

粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品 (資源回収出来る大きさのものは除く) ・家具 ・建具 ・扇風機・ ・自転車 など 	市 (直営) (委託)	月 1 回	(家電・パソコ ンリサイクル 法指定製品及 び産業廃棄物 は除く。)	山鹿植木広域 行政事務組合 クリーンセン ター及びリサ イクルプラザ	焼却 (前処理 として粉 碎・金属 回収を行 う。)
------	--	-------------------	-------------	--	--	---

※1 収集回数：原則として収集回数は上の表のとおりであるが、年末年始、祝日の取り扱いなどにより異なる場合がある。詳細は、植木地区のごみ収集表による。また、収集日は校区を基本に植木地区内を9地区に区分けして設定している。

※2 指定ごみ袋：当面の間、旧植木町の指定ごみ袋を使用することとする。指定ごみ袋には可燃ごみ袋、不燃ごみ袋毎に大中小の3種類がある。

力 抛点回収

抛点回収とは、家庭ごみのうちで以下に示す7品目について、定期収集とは別に、市が回収抛点及び排出方法を定めて収集し資源化する処理の区分である。

抛点回収は、市民が協力可能な範囲内で利用する処理の区分であり、対象となる7品目の排出方法を抛点回収に限定するものではない。

(ア) 紙パック (500ml 以上の容量のもので、内部にアルミ箔等が貼られていないもの。)

家庭から排出される紙パックは、市関連施設である中央区役所などに抛点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった紙パックは、市が直営車両で収集し、委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

(イ) 白色トレイ (色付き、柄付きのものを除く。)

家庭から排出される白色トレイは、市関連施設である南区役所、総合出張所(城南総合出張所を除く)、公民館及び地域コミュニティーセンター(一部)に抛点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった白色トレイは、市が直営車両で収集し、再生資源として委託契約を結んでいる民間事業者の施設に搬入して資源化処理を行うものとする。

(ウ) 使用済み天ぷら油 (常温で固化している植物油、動物性油が入っているもの、鉱物油を除く)

家庭から排出される使用済み天ぷら油は、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所(城南総合出張所を除く)、公民館、植木文化センター、地域コミュニティーセンター(一部)及びリサイクル情報プラザに抛点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み天ぷら油は、市が直営車両で収集し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

(エ) 蛍光管 (リサイクル上支障がないように割っていないもの)

家庭から排出される蛍光管は、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所(城南総合出張所を除く)、公民館及び地域コミュニティーセンター(一部)及びリサイクル情報プラザボックスに抛点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった蛍光管は、市が直営車両で収集し、委託契約を結んでいる民間事業者に引き取らせて資源化処理を行うものとする。

(オ) 乾燥生ごみ (電気式生ごみ処理機で処理したものに限る)

家庭から排出される乾燥生ごみは、市関連施設である各区役所(西区役所及び北区役所を除く)、総合出張所(城南総合出張所を除く)、公民館及びリサイクル情報プラザに抛点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった乾燥生ごみは、市が直営車両で収集し、リサイクル情報プラザに搬入して資源化処理を行うものとする。

(カ) 使用済み小型家電

家庭から排出される希少金属（レアメタル）を多く含む小型家電 13 品目は市関連施設である各区役所（西区役所及び北区役所を除く）、総合出張所（城南総合出張所を除く）、公民館、植木文化センター及びリサイクル情報プラザに拠点回収ボックスを設置して回収する。ボックスに集まった使用済み小型家電は、市が直営車両で収集し、扇田環境センターに一時保管し、再生資源として民間事業者に売却するものとする。

(キ) 樹木類（草、花を除く）

家庭から排出される剪定木くず等樹木類は、市が委託契約を結んでいる民間事業者へ市民自らが直接搬入し、搬入先事業者の施設で、資源化処理を行うものとする。

なお、富合・城南・植木の各地区に住む市民も、旧熊本市地区に設置されている拠点回収ボックスや、樹木類の搬入先となっている民間事業者を利用できるものとする。

キ 市が収集しないごみ

(ア) 収集困難物（旧熊本市地区）

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時に多量に出るごみ（一時多量ごみ）及び災ごみなど	排出者（自己運搬）又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託	市の処理施設 (東部環境工場又は西部環境工場若しくは扇田環境センター)	焼却 埋立
重量物 長大物	・重さ 60kg 以上のもの ・長い部分の長さが 250cm を超えるもの ・その他市の収集能力に照らして収集が困難なもの		民間の処理施設	資源化

- (備考) • 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならない。
 • 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
 • 家庭から排出されるスプリングマットレスは、市の処理施設では適正な処理が困難であることから受け入れない。排出者（市民）は大型ごみとして市に収集を依頼するか、民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 • 富合地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、宇土・富合清掃センターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議の上、市の処理施設への持ち込みを可能とする。
 • 城南地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。ただし、宇城クリーンセンターにおいて、適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。
 • 植木地区から出たごみについては市の処理施設へ持ち込むことはできない。

(イ) 収集困難物（富合地区）

次に示す家庭ごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、下表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ（一時多量ごみ）及び災ごみなど。 但し、1日2トン車2台までとする。	排出者（自己運搬） 又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託（但し、事業者に委託する場合は本人が同伴すること）	宇土・富合清掃センター	焼却埋立
長大物	・ 長さ 70cm 以上のもの。宇土・富合清掃センターへ搬入する場合は、長さ 1m、直径 10 cm の長さに切って搬入する。但し、布団や毛布はこの限りではない。 ・ 市の収集能力に照らして収集が困難なもの。		民間の処理施設	資源化

- (備考) • 宇土・富合清掃センターにおいて適正処理が困難なごみを除かなければ、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。
- 家庭から排出されるスプリングマットレスは、宇土・富合清掃センターでは適正な処理が困難であることから、排出者（市民）は民間のリサイクル業者又は購入店等への引き取りを依頼することとする。
 - 富合地区から出たごみでなければ、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。
 - 剪定木くず、食品廃棄物など民間業者の資源化施設の処理能力が十分でないものについては、宇土・富合清掃センターでの受け入れを行う。

(ウ) 収集困難物（城南地区）

次に定める家庭から排出されるごみについては、市の収集能力等に照らして収集が困難であることから、排出者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次頁の表に示す持ち込み先に持ち込むものとする。その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
臨時ごみ	引っ越しや大掃除、庭木の剪定等に伴い一時的に多量に出るごみ（一時多量ごみ）及び災ごみなど。 但し、1日2トン車2台までとする。	排出者（自己運搬） 又は一般廃棄物収集運搬業者へ委託（但し、事業者に委託する場合は本人が同伴すること）	宇城クリーンセンター又は民間の処理施設	焼却埋立 資源化
長大物	・ 宇城クリーンセンターへ搬入する場合は、長さ 1m 以下、直径 10cm 以下の長さに切って搬入する。但し、布団や毛布はこの限りではない。 ・ 市の収集能力に照らして収集が困難なもの			

(備考) ・ 城南地区から出たごみでなければ、宇城クリーンセンターへ持ち込むことはできない。

(イ) 処理困難物 (城南地区)

処理困難物 (机・椅子類 (パイプ・スチール製) 、応接セット、鉄板、トタン類、ベッド) は自己搬入とし、直接、宇城クリーンセンターへ持ち込むこととするが、搬入の際は城南総合出張所で発行する搬入許可証を必要とし、搬入量に応じて処理手数料を負担する。

(カ) 運搬困難物 (植木地区)

運搬困難物は自己搬入とし、直接、山鹿植木広域行政事務組合関連施設クリーンセンター、リサイクルプラザ、最終処分場へ処理品目毎に持ち込むこととするが、熊本市発行の搬入許可証が必要である。

(カ) 排出禁止物

次に定める品目については、リサイクルが可能であることや、施設での処理が困難であること等の理由により、市は収集運搬及び処分 (施設での受入れを含む) を行わない。

持ち込み先や処理等に関しては、各品目の説明に掲げるとおりとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

- a 家電4品目 (家庭で不要になった特定家庭用機器 [エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ(電池式のものを除く)・プラズマテレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機])

特定家庭用機器再商品化法 (通称「家電リサイクル法」) に基づき、家電小売店による引き取り、もしくは排出者自ら又は廃棄物収集運搬業者による指定引き取り場所への持込み又は収集運搬によることとし、家電小売店に引き取り義務のないもの等については民間事業者が設置する廃家電回収センターによる対応とする。なお、分解した家電4品目についても、家電4品目として取り扱うこととする。

- b 家庭で使用されていたパソコン (家庭で不要になったパーソナルコンピューター [本体、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ、ノート型パソコン、一体型パソコン。以下「パソコン」という。])

資源の有効な利用の促進に関する法律 (通称「リサイクル法」) に基づき、排出者が自ら製造事業者の受付窓口に申し込んでリサイクルを依頼するか、熊本市内のリサイクル業者 (一般廃棄物処分業者) 又は有限責任中間法人パソコン3R推進センターにリサイクルを依頼するものとする。

なお、パソコンの内部の部品を換装すること等により不要となる各種部品については、埋立ごみ (植木地区においては資源ごみ) として市の定期の収集に出すことができるが、パソコンのケース (筐体) については、パソコン本体として取り扱うこととする。

c オートバイ

製造業者及び輸入業者が構築し、国から認定を受けた二輪車リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者 (一般廃棄物処分業者) に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、排気量 50cc までのものは宇城クリーンセンターに搬入することができる。

d プレジャーボート等のF R P船

製造業者等の団体である社団法人日本舟艇工業会が構築し、国から認定を受けたF R P船リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者 (一般廃棄物処分業者) に処分を依頼するものとする。

e 消火器

製造業者が構築し、国から認定を受けた消火器リサイクルの制度を利用するか、販売業者等又は熊本市内のリサイクル業者 (一般廃棄物処分業者) に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、中身が空の消火器については宇城クリーンセンターに搬

入することができる。

f 製造業者等でのリサイクルの取組みが行われているもの

(a) タイヤ・バッテリー

販売店等の専門業者に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、バッテリーは宇城クリーンセンターに搬入することができる。

(b) アルカリボタン型電池、酸化銀電池など

ボタン電池回収箱（緑色）を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

(c) ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの充電式電池ボタン電池回収箱（黄色）を設置している電器店、時計店、カメラ店などに持ち込むものとする。

ただし、城南地区においては、(b)、(c)を不燃ごみの収集日に定期収集に排出する、又は宇城クリーンセンターに搬入することができる。

また、植木地区においては、(b)、(c)を資源ごみの「電池類」として定期収集に排出することができる。

g 取扱や設置又は撤去の際に専門業者の知識や技術が必要なもの（ピアノ、大型温水器、太陽熱温水器、ガス湯沸し器、コンクリートがらなど）

製造業者、販売業者、施工業者等に処分を依頼するものとする。

h 取扱いに危険を伴うもの（廃油類、農薬、揮発油〔ガソリン、ペンキ、シンナーなど〕、火薬類、発炎筒、ガスピンベ、感染性を有する恐れのあるもの〔在宅医療廃棄物など〕など）

製造業者、販売業者等に処分を依頼するものとする。

i 一般家庭から排出されることが通常想定されないもの（農機具、ドラム缶、鉄骨など）

製造業者、販売業者、民間リサイクル業者等に処分を依頼するものとする。

ただし、城南地区においては、ドラム缶については宇城クリーンセンターに搬入することができる。

(2) 事業ごみ

事業活動に伴い発生する一般廃棄物（ごみ）（事業の用に供する建築物又は敷地等〔併用住宅のときは事業の用に供する部分に限る。〕から排出されるごみ）の処理方法等については、以下のとおりとする。

ア 旧熊本市地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い市の処理施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	調理くず、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物収集運搬業者	市の処理施設（東部環境工場又は西部環境工場）	焼却
不燃性ごみ	消火薬剤（リサイクルが不可能な場合に限る。）など		市の処理施設（扇田環境センター）	埋立
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など		民間業者の処理施設	資源化

- (備考) ○ 市の処理施設へ持ち込む場合には、資源化できるものを除かなければならぬい。
- 市の処理施設において適正処理が困難なごみを除かなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有するごみについて、原則として感染性を有しない状態にしたうえでなければ、市の処理施設へ持ち込むことはできない。
- 富合・城南・植木地区から出た事業ごみについては、上表に示す持ち込み先へ持ち込むことはできない。ただし、富合・城南地区から出た事業ごみが各地区的処理施設において適正処理が困難となる場合は、協議により、市の処理施設への持ち込みを可能とする。

イ 富合地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い宇土・富合清掃センター又は民間の資源化施設に持ち込む。宇土・富合清掃センターの事業所用ごみ袋を使用する場合には、地区のごみステーションへ排出するものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物収集運搬業者	宇土・富合清掃センター	焼 却
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）、衣類、剪定木くず、食品廃棄物など		民間業者の処理施設	資源化

- (備考) ○ 宇土・富合清掃センターへ持ち込む場合、又は事業所用ごみ袋に入れてごみステーションへ排出する場合には、資源化できるものを除かなければならない。ただし、剪定木くずなど民間業者の資源化施設の処理能力が十分でないものについては、宇土・富合清掃センターでの受け入れを行う。
- 宇土・富合清掃センターへ持ち込む場合、又は事業所用ごみ袋に入れてごみステーションへ排出する場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。
- 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。
- 富合地区から出た事業ごみでなければ、宇土・富合清掃センターへ持ち込むことはできない。

ウ 城南地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い宇城クリーンセンター又は民間の資源化施設に持ち込るものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物収集運搬業者	宇城クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）、衣類など		民間業者の処理施設	資源化

- (備考) ○ 宇城クリーンセンターへ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければなければならない。
- 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、宇城クリーンセンターへ持ち込むことはできない。
- 城南地区から出た事業ごみでなければ、宇城クリーンセンターへ持ち込む事はできない。

エ 植木地区

事業者が自ら運搬するか一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、次に定める区分に従い山鹿植木広域行政事務組合関連施設又は民間の資源化施設に持ち込むものとする。

分別の区分	内 容	収集運搬	持ち込み先	処理方法
可燃性ごみ	料理屑、リサイクルが困難な紙屑など、タンスなどの木製品	排出事業者 一般廃棄物収集運搬業者	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	焼 却
資源化できるもの	古紙類（新聞・段ボール・雑誌・包装紙・空き箱・オフィスペーパーなど）		山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	資源化

- (備考) ○ 山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む場合には、適正処理が困難なごみを除かなければならない。
- 医療関係機関等から排出される感染性のおそれがある性状を有する特別管理廃棄物については、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込むことはできない。
- 植木地区から出た事業ごみでなければ、山鹿植木広域行政事務組合関連施設へ持ち込む事はできない。

(3) その他

ア ボランティア清掃ごみ（旧熊本市地区）

公共の場所（道路、公園、河川及びその他公共の用に供せられている場所）を、市民や地域団体等が営利を目的とせずにボランティアで清掃した際にごみステーションに排出されるごみは、市が収集し、市の処理施設や資源物の委託の資源化施設へ搬入する。

イ 動物の死体

公道上のへい死動物等は、市民の通報等に応じて、市が臨時収集して処理施設へ搬入する。なお、家庭で飼育していた動物の亡骸については、民間のペット霊園等において火葬し慰靈することを妨げない。この場合は、当該亡骸は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない。（ペット霊園等による取り扱いは可能とする。）

種 類	内 容	搬入先	処理方法
旧熊本市地区	市民の通報等による公道上のへい死動物	東部環境工場 西部環境工場 動物愛護センター	焼 却
富合地区		宇城広域連合 宇土・富合清掃センター	
城南地区		宇城広域連合 宇城クリーンセンター	
植木地区		山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	

ウ 未通関物等

国外から輸入等を目的として熊本市の区域へ持ち込まれ、熊本市内で行われる各種通関手続き（税関・検疫等）において関係法令等に基づく検査等により通関が認められず、廃棄命令等を受けたものは、原則、当事者によって輸出国への返送を行うものとする。

(4) ルール違反への対応**ア 違反シールの貼付**

「3 処理の区分」の「(1) 家庭ごみ」、「(2) 事業ごみ」及び「(3) その他」の事項に従わずごみステーションに排出された違反ごみに対しては、違反シールを貼付し、違反者に対し改善を促すものとする。

イ アによって改善されない場合

アの対応にもかかわらず改善が図られない場合であって、同様の行為が繰り返されるなど悪質な場合には、必要な調査を行い原因者の特定に努め、当該原因者に対し指導を行うものとする。ただし、公衆衛生の確保及び生活環境の保全を勘案し、必要な場合にはやむを得ず収集を行い、適正な処理を行う。

4 収集・運搬体制**(1) 旧熊本市地区****ア 家庭ごみの直営収集体制**

本市は、旧熊本市地区の家庭ごみ収集を確実に行うため、以下の収集車両を保有している。（これらの他に、各クリーンセンターでは車検や故障の際の修理等に対応するためそれぞれ数台の予備車両を保有している。）

○ 北部クリーンセンター

旧熊本市地区の北部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の北部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 2台、パワーゲート車 1台

○ 西部クリーンセンター

旧熊本市地区の西部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の西部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

○ 東部クリーンセンター

旧熊本市地区の東部方面における燃やすごみ及び紙の収集

パッカー車 14台

旧熊本市地区の東部方面における大型ごみの戸別収集及び埋立ごみの収集

プレスパッカー車 3台、パワーゲート車 1台

イ 家庭ごみの収集運搬業務委託の体制

旧熊本市地区における家庭ごみの分別収集については、一部の地域及び品目について業務委託により収集運搬を行っている。

○ 北部地区（西里、北部東及び川上校区）の埋立ごみ・大型ごみ・資源物・ペットボトル

有限公司 オー・エス収集センター

○ 北部地区の燃やすごみ及び紙

有限公司 オー・エス収集センター

○ 河内地区（河内及び芳野校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）

有限公司 平井商会

○ 鮑田地区（鮑田西、鮑田東及び鮑田南校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）

有限会社 村岡商会

- 天明地区（錢塘、奥古閑、川口及び中緑校区）の全てのごみ（プラスチック製容器包装を除く。）

有限会社 前田商会

- 資源物（北部・河内・飽田・天明地区を除く。）

株式会社 熊本市リサイクル事業センター

有価物回収協業組合石坂グループ

- ペットボトル（北部・河内・飽田・天明地区を除く。）

株式会社 熊本市リサイクル事業センター

有価物回収協業組合石坂グループ

- プラスチック製容器包装

有限会社 更正企業

株式会社 永野商店

有限会社 森山商店

株式会社 熊本清掃社

有限会社 クリンケア産業

大東商事株式会社

有限会社 前田商会

- 埋立ごみ（北部・河内・飽田・天明地区を除く旧熊本市地区の約 6 割の地区）

有限会社 九州ビルメンテナンス社

株式会社 熊本清掃社

- 燃やすごみ及び紙（北部・河内・飽田・天明地区を除く旧熊本市地区の約 5 割の地区）

有限会社 都環境開発サービスセンター

有限会社 旭清掃社

金岡商店株式会社

有限会社 クリンケア産業

大東商事株式会社

株式会社 東部流通

株式会社 明光

株式会社 八木運送

有限会社 エステーサービス

九州郵弘有限会社

株式会社 永野商店

- ごみステーションに排出された違反ごみ及び不法投棄ごみ等（富合・城南・植木地区を除く。）

金岡商店株式会社

ウ 事業ごみ等の収集運搬体制

旧熊本市地区における事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集運搬は排出者自らが施設へ直接搬入するか、熊本市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して実施することとする。

(2) 富合地区

富合地区におけるごみの収集運搬体制は、次の表に示すとおりである。

ごみの種類	収集主体	収集方法	収集回数	ごみ袋等	収集運搬業者
家庭ごみ	燃えるごみ	委託	ステーション	週 2 回	指定袋
	資源ごみ	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	燃えないごみ	委託	ステーション	月 1 回	指定袋
	粗大ごみ	委託	ステーション	月 1 回	粗大用シール
直接搬入、又は許可業者へ委託			随時		許可業者
事業ごみ	委託	ステーション	週 2 回	指定袋	有限会社エステーサービス
	直接搬入、又は許可業者へ委託		随時		許可業者

(3) 城南地区

城南地区において家庭ごみの収集を行うために、委託により収集を行っている。

また、事業系一般廃棄物は排出者自らが処分場へ搬入するか、市の許可業者に委託して搬入することとする。

ごみの種類	収集主体	収集方法	収集回数	ごみ袋等	収集運搬業者
家庭ごみ	可燃ごみ	委託	ステーション	週 2 回	指定袋
	資源ごみ	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	不燃物	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	粗大ごみ	委託	ステーション	月 1 回	シール
事業ごみ	直接搬入、又は許可業者へ委託		随時		許可業者

(4) 植木地区

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(イ) 排出者

収集運搬は一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じるごみ（事業系一般廃棄物）は収集運搬を行わないで、自ら適正な処理を行うか、山鹿植木広域行政事務組合の施設へ直接搬入するか、又は収集運搬許可業者に収集運搬を委ねるものとする。

(ウ) 分別

収集運搬は、可燃ごみ（紙くず、厨芥等）、不燃ごみ（ガラスごみ、陶器類等）粗大ごみ（木製家具・食器棚等）、資源ごみ（缶類、生びん、びん類、ペットボトル、白色トレイ、金物類、プラスチック製容器包装、紙パック、段ボール、雑誌、新聞紙等、古布、乾電池、蛍光灯）の4種類に分けて実施する。

(エ) 収集主体

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは直営（一部委託）、資源ごみは委託業者、事業活動によって生じるごみは許可業者で収集運搬する。

ごみの種類	収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	備考
可燃ごみ	直営、一部委託	ステーション	週 2 回	指定	
	不燃ごみ	直営、一部委託	月 1 回	指定	

粗大ごみ	直営、一部委託	ステーション	月 1 回	無指定	
資源ごみ	委託	ステーション	月 2 回	コンテナ他	
事業ごみ	直接搬入、又は許可業者へ委託				収集運搬許可業者 ・株式会社中山商店 ・ヒロタクリーンサービス ・有限会社松岡清掃公社 ・肥後産興有限会社 ・ユートピアグリーン有限会社 ・セイユ一開発有限公司 ・株式会社永野商店

(5) ふれあい収集

家庭ごみをごみステーションまで排出することが困難な世帯に対する支援措置として、「熊本市ふれあい収集実施要綱」に基づき、当該世帯の居宅の玄関前から戸別に家庭ごみを収集するふれあい収集を実施する。

(6) 一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業ごみや家庭からの一時多量排出ごみの収集を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を行っており、平成 25 年度に許可を受けている業者は別表 1 に示すとおりである。

ただし、富合・城南・植木地区において許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行う際には、当該地区内のみで使用する許可車両を登録することとする。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、業者数の適正化を図るものとする。

5 中間処理体制

(1) 焼却施設（旧熊本市地区）

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、次に定める市の処理施設において焼却処理する。

名称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所在地
東部環境工場	燃やすごみ、資源化残さ（可燃性）など	全連続燃焼式	300t/日・炉 × 2 炉	東区戸島町 2570 番地
西部環境工場		全連続燃焼式	225t/日・炉 × 2 炉	西区城山薬師二丁目 12 番 1 号

(注) • 焼却施設への受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている民間事業者であって、廃棄物処理手数料の徴収方法として後納の承認を受けている者のうち、市に「早朝搬入受け入れ依頼書兼誓約書」を提出して早朝搬入の承認を得た者については、午前 6 時から午前 7 時 30 分まで搬入を受け入れるものとする（年始を除く）。

- リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 焼却施設 (富合地区)

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、宇城広域連合宇土・富合清掃センターの処理施設において焼却処理する。

名称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所在地
宇城広域連合 宇土・富合 清掃センター	燃やすごみ、資源化 残さ（可燃性）など	旋回流型流動床式	26t/8h・炉 × 2炉	宇土市松山町33 86番地

(注) • 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午前11時30分まで、及び午後1時00分から午後4時00分までとする。

- リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(3) 焼却施設 (城南地区)

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、宇城広域連合宇城クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所在地
宇城広域連合 宇城クリーンセン ター	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	准連続燃焼式	47.5t/16h・炉 × 2炉	宇城市松橋町大字 萩尾1175番地 3

(注) • 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から正午まで、及び午後1時00分から午後4時00分までとする。

- リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(4) 焼却施設 (植木地区)

燃やすごみや資源化残さなどの可燃性ごみは、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターの処理施設において焼却処理する。

名称	廃棄物の種類	焼却方法	焼却能力	所在地
山鹿植木広域 行政事務組合 クリーンセンター	燃やすごみ、 資源化残さ (可燃性) など	連続燃焼式	60.0t/24h・炉 × 2炉	山鹿市鹿央町合里 1634番地

(注) • 焼却施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までとする。

- リサイクルできる品目及び焼却施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(5) 資源化施設 (旧熊本市地区)

ア 市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所在地
株式会社熊本市リ サイクル事業セン ター	紙、ペットボトル、 資源物、白色トレイ、 紙パック	選別	約50t/日	南区近見八丁目8 番35号
		圧縮など	約20t/日	
有価物回収協業組	紙、ペットボトル、	選別	約40t/日	東区戸島町287

合 石坂グループ	資源物、白色トレイ、紙パック	圧縮など	約 17 t / 日	4 番地
有限会社 オー・エス収集セ ンター	資源物 (古着を除く)	選別	約 5 t / 日	北区楠野町 104
		圧縮など	約 0.65 t / 日	6 番地 2

イ 市が収集するプラスチック製容器包装については、次に定める委託業者の施設において選別・圧縮梱包等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 エコポート九州	プラスチック製容器 包装	選別	約 48 t / 日	西区新港一丁目 4 番 10 号
		圧縮など	約 34 t / 日	
有価物回収協業組 合 石坂グループ	プラスチック製容器 包装	選別	約 24 t / 日	東区戸島町 2874 番地
		圧縮など	約 26 t / 日	

ウ 市が収集する不燃性大型ごみについては、次頁に定める委託業者の資源化施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組 合 石坂グループ	市が収集する 不燃性大型ごみ 不法投棄された パソコン	破碎・選別	4.1 t / 日	東区戸島町 287 4 番地
			約 160 t / 日	南区南高江三丁目 3 番 53 号
			230.4 t / 日	北区武蔵ヶ丘九丁 目 5 番 76 号

エ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した次のものについては、次に定める委託業者の資源化施設において破碎・選別等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
有価物回収協業組 合 石坂グループ	洗濯機・衣類乾燥 機、 エアコン	廃掃法で 定める基準に 適合した 破碎・選別等	4.1 t / 日	東区戸島町 287 4 番地
			約 100 台 / 日	南区南高江三丁目 3 番 53 号

オ ごみステーションに不法投棄された家電 4 品目のうち市が回収した冷蔵庫及び冷凍庫については、特定家庭用機器の製造者が指定する次の指定引取場所へ運搬し、引き渡す。

名 称	廃棄物の種類	主な製造者	所 在 地
熊本新明産業株式会 社	冷蔵庫及び冷凍庫	松下、東芝など 三洋、シャープ、ソニー、日立、三菱、 富士通ゼネラル、指定法人委託業者など	南区南高江三丁目 3 番 53 号
九州産交運輸株式会 社 熊本支社			上益城郡益城町平田 字深迫 2526

カ 東部環境工場での焼却処理に伴って発生した焼却灰の一部については、次に定める委託業者の施設においてセメント原料化を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理見込量	所 在 地
宇部興産株式会社 荏田セメント工場（処理業務）	焼却灰	セメント原料化	1,500 t／年	福岡県京都郡荏田町長浜町 7 番地
三原物流株式会社（運搬業務）				福岡県京都郡荏田町長浜町 8 番地

(6) 資源化施設（富合地区）

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社熊本市リサイクル事業センター	ペットボトル、無色びん、茶色びん、その他びん、生きびん、缶類、白色トレイ	選別	約 50 t／日	南区近見八丁目 8 番 35 号
		圧縮など	約 20 t／日	
有限会社熊本ウエス川野商店	紙類	選別	約 40 t／日	南区富合町田尻 586 番地
		圧縮など	約 40 t／日	
有限会社大和観光資源開発	古布類	選別	約 20 t／日	南区富合町田尻 427 番地 1
		圧縮など	約 40 t／日	

(7) 資源化施設（城南地区）

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、トレイ及び紙パックについては、次に定める委託業者の資源化施設において選別・圧縮加工等を行う。

名 称	廃棄物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
株式会社 西原商店 城南営業所	ペットボトル、生きびん、アルミ缶、スチール缶、新聞、チラシ、雑誌、雑紙、段ボール、紙パック、古布	選別、圧縮梱包など	約 4.6 t／日	南区城南町下宮地 903 番地 1
宇城クリーンセンター（リサイクルプラザ）	茶色びん、その他の色の瓶トレイ、スプレー缶など	圧縮など	約 23 t／5h	宇城市松橋町大字萩尾 1175 番地 3

(8) 資源化施設（植木地区）

市が収集する紙、資源物、ペットボトル、白色トレイ及び紙パック等の資源ごみについては、山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザにおいて選別・圧縮加工等を行う。

名 称	資源物の種類	処理方法	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ	ペットボトル、瓶、生きびん、アルミ・スチール缶、金物類、新聞、チラシ、本・その他紙類、段ボール、紙パック、古布、プラスチック製容器包装、白色トレイ、蛍光灯、電球類、電池類	破碎・選別・圧縮・貯留など	約 30 t／5h	北区植木町轟 2598 番地 1

(注) ・ 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝日は除く）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。

(9) 一般廃棄物の処分業の許可業者

市の施設において受け入れを行っていないリサイクルが可能なものについて適正処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項に規定する一般廃棄物処分業の許可を行っており、平成 24 年度に許可を受けている業者は別表 2 に示すとおりである。

なお、一般廃棄物処分業の許可業者については、熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や本計画におけるごみ発生量の見込値等に応じて、今後、処理能力及び業者数の適正化を図るものとする。

(10) 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物等の引き渡し

ア 本市が旧熊本市地区において資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は次のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市 リサイクル事業センター	その他の色のガラスびん（全量）	有価物回収協業組合 石坂グループ (東区戸島町 2874 番地)	ガラスびん原料
有価物回収協業組合 石坂グループ	その他の色のガラスびん（全量）		

イ 本市が旧熊本市地区において資源物として収集・選別したプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は以下のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社 エコポート九州	プラスチック製容器包装	株式会社 エコポート九州 (西区新港一丁目 4-10)	プラスチック原料
有価物回収協業組合 石坂グループ	プラスチック製容器包装		

ウ 本市が富合地区において資源物として収集・選別したガラスびんのうち、売却先が確保できないものについて、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）に引き渡すことにより再商品化を委託する。その場合の再商品化事業者は以下のとおりである。

保管施設名	品目名	再商品化事業者	主な用途
株式会社熊本市 リサイクル事業センター	その他の色のガラスびん（全量）	有価物回収協業組合 石坂グループ (東区戸島町 2874 番地)	ガラスびん原料

6 最終処分体制

(1) 埋立施設（旧熊本市地区）

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、次頁に掲げる市の処理施設において埋立処分する。なお、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては市

の処理施設で焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
扇田環境センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	埋立処分方式: サンドイッチセル併用方式 (即日覆土)	埋立容量 605 千m ³	北区貢町 15 67 番地
		前処理 破碎:二軸式破碎機 選別:トロンメル メッシュ:40mm 金属回収:磁力選別	30 t / 日 (4H)	
		水処理 生物処理・凝集沈殿・砂ろ過 処理後公共下水道圧送	処理能力 400 m ³ / 日 調整槽 12,500 m ³	

(注) • 埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

• リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(2) 埋立施設(富合地区)

焼却灰や埋立ごみなどの不燃性ごみは、宇土・富合清掃センターの処理施設において埋立処分する。なお、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては宇土・富合清掃センターで焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所在地
宇土・富合清掃センター	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	埋立処分方式: 準好気性サンドイッチ方式	埋立容量 42 千m ³	宇土市松山町 3386 番地
		前処理 破碎:衝撃型破碎機 選別:傾斜型トロンメル 25mm 金属回収:磁力選別	20 t / 日 (5H)	

(注) • 埋立施設の受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで、及び午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。

• リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については受け入れを行わない。

(3) 埋立施設(城南地区)

宇城クリーンセンターの処理施設において、ごみの性状によっては埋立処分の前処理として破碎処理し、鉄、不燃性ごみ及び可燃性ごみとに選別した上で、不燃性ごみのみを次頁の施設で埋立処分し、鉄については売却、可燃性ごみについては宇城クリーンセンターで焼却処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
九州産廃(株)	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	安定型埋立、管理型埋立	安定型埋立容量 133 千m ³ 管理型埋立容量 273 千m ³	菊池市西寺 6 33-2

栗崎処分場	飛灰	管理型埋立	管理型埋立容量 1.82 千m ³	下益城郡美里 町栗崎 1-2
-------	----	-------	---------------------------------	-------------------

- (注) • 九州産廃株の埋立施設の受け入れ時間は、同社の業務時間内とする。
- 栗崎処分場は、宇城広域連合処理施設で宇城クリーンセンターから出る飛灰の量により搬入する（週2から3回。）
 - リサイクルできる品目並びに埋立地及び排水処理施設の適正な管理に支障をきたすおそれがある品目については、九州産廃株の業務内容に準ずる。
 - 処理方式としては九州産廃株の処理業務内容に準ずる。

(4) 埋立施設（植木地区）

埋立ごみや焼却残さなどのごみは、山鹿植木広域行政事務組合最終処分場の処理施設において埋立処理する。

名 称	廃棄物の種類	処理方式	処理能力	所 在 地
山鹿植木広域行政事務組合最終処分場	焼却灰 埋立ごみ 資源化残さ (不燃性) など	管理型埋立	管理型埋立容量 242 千m ³	北区植木町轟 2 644 番地 1

- (注) • 受け入れ時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝日は除く）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 0 分までとする。

7 その他

(1) 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

本市及び他市町村の間での一般廃棄物の移動（本市域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本市内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本市又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。）については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本市と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めることとする。

ア 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の承認を受けた場合

イ 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず、梱包木くず及び食品循環資源の持ち出しであって、排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管轄する市町村の書面による承認を受けた場合

(2) 災害ごみ

災害に伴い発生するごみについては、必要に応じて環境局防災計画に基づき適正処理を行うものとする。

第3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出の状況

(1) 旧熊本市地区

種類		収集者	年間総量
し 尿	くみ取り便槽のし尿	許可業者	見込み値 10,000 kl
	浄化槽の汚泥		見込み値 39,000 kl

(2) 富合地区・城南地区・植木地区

各地区における過去2年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は下表のとおりである。

地区	平成23年度			平成24年度			増減率
	搬入量	自家 処理量	計	搬入量	自家 処理量	計	
富合地区	2,864kl	0kl	2,864kl	2,921kl	0kl	2,921kl	2.0%
城南地区	8,574kl	0kl	8,574kl	8,543kl	0kl	8,543kl	▲0.4%
植木地区	19,490kl	0kl	19,490kl	19,929kl	0kl	19,929kl	2.3%

2 し尿の処理

(1) 旧熊本市地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

旧熊本市地区で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して市の処理施設に持ち込むものとする。

種類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	原則として月1回	市の処理施設
浄化槽の汚泥		年1回以上	

(備考) 合併処理浄化槽の汚泥を除き、小学校区ごとに市長が許可業者を指定する。

ウ 処理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、次表に定める市の処理施設において処理する。

名称	種類	処理方法	処理能力	所在地
秋津浄化センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	前処理後下水道投入	※1	東区秋津三丁目17-1
中部浄化センター		活性汚泥	210kl/日	西区蓮台寺五丁目7-2

※1 秋津浄化センターの下水道投入量は日量最大90キロリットルである。

(2) 富合地区、城南地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

富合地区内及び城南地区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	おおむね月 1 回	宇城広域連合浄化センター
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 区域を定め市長が許可業者を指定する。

ウ 处理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、宇城広域連合浄化センターにおいて処理する。

名称	種類	処理方法	処理能力	所在地
宇城広域連合浄化センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	嫌気性消化、活性汚泥 高度処理、河川放流	200 kℓ／日 (8 時間)	宇土市松原町 386 番地

(3) 植木地区におけるし尿の処理

ア 処理の区域

植木地区内で発生したし尿についてのみ処理を行う。

イ 処理の区分

許可業者が各戸訪問方式により収集して処理施設に持ち込むものとする。

種類	収集運搬	収集回数	持ち込み先
くみ取り便槽のし尿	許可業者	おおむね月 1 回	山鹿植木広域行政事務組合 山鹿衛生処理センター
浄化槽の汚泥		年 1 回以上	

(備考) 区域を定め市長が許可業者を指定する。

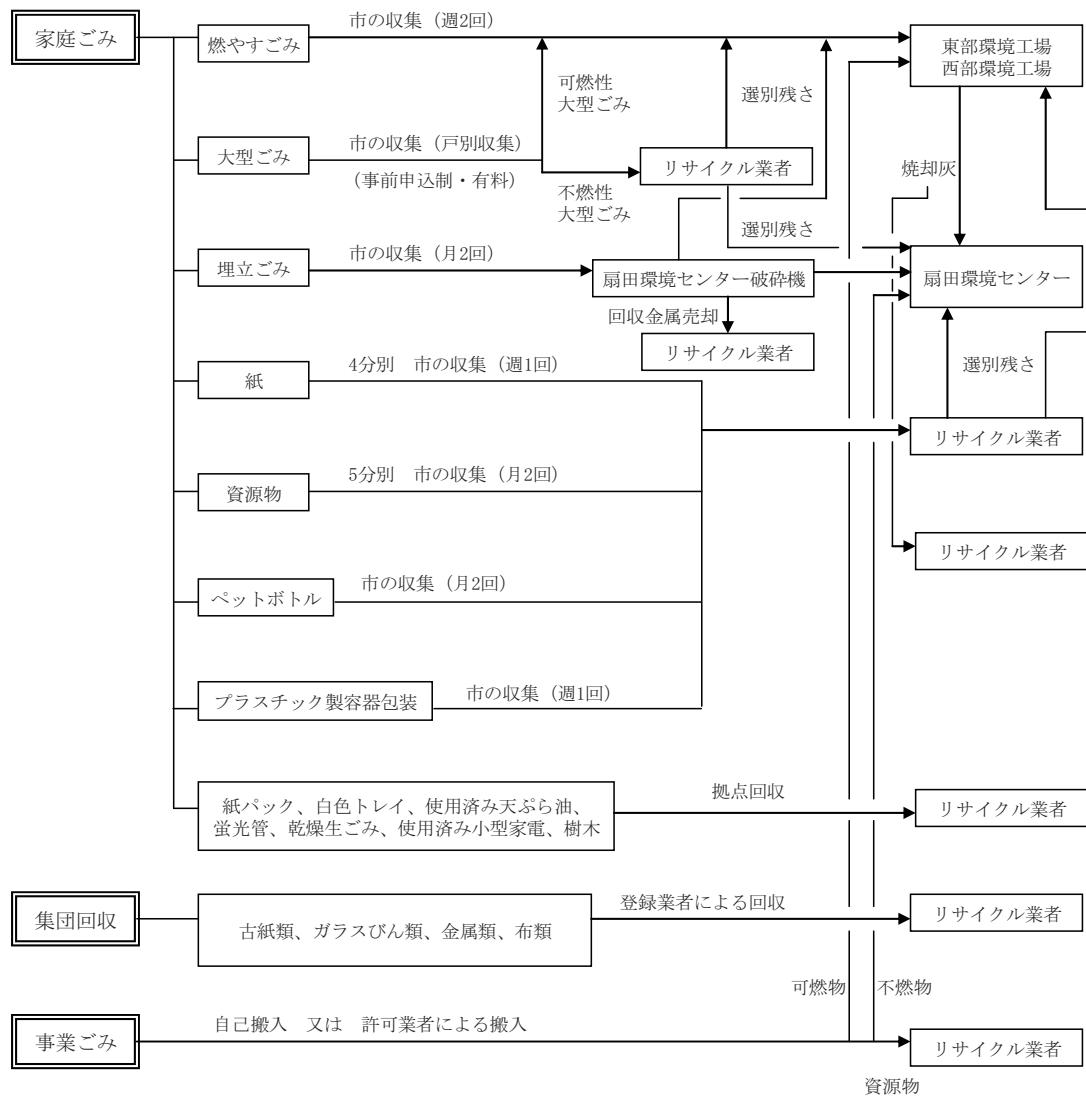
ウ 处理施設

くみ取り便槽のし尿及び浄化槽の汚泥については、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターにおいて処理する。

名称	種類	処理方法	処理能力	所在地
山鹿植木広域行政事務組合 山鹿衛生処理センター	くみ取り便槽のし尿 浄化槽の汚泥	活性汚泥高度処理、 河川放流	92 kℓ／日 (24 時間)	山鹿市山鹿 2055 番地

図 1-(1) 平成 25 年度の一般廃棄物の処理システム（旧熊本市地区）

【ごみ】

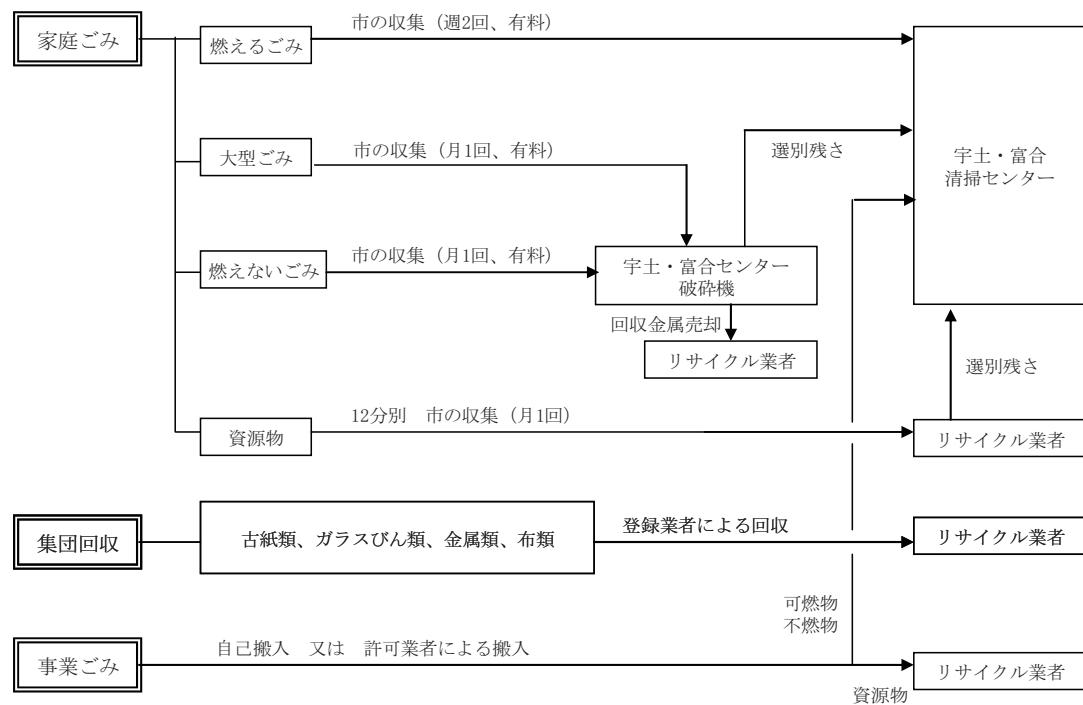


【し尿】



図 1 - (2) 平成 25 年度の一般廃棄物の処理システム（富合地区）

【ごみ】

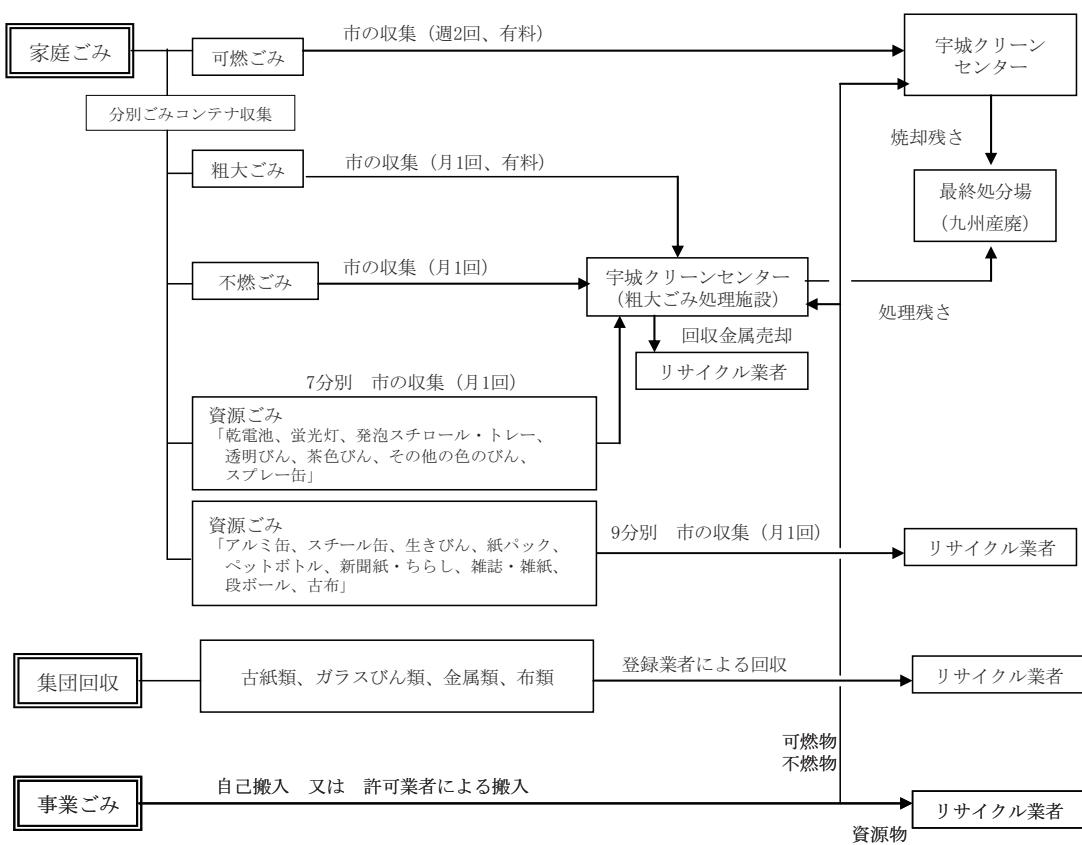


【しそう】



図 1 - (3) 平成 25 年度の一般廃棄物の処理システム（城南地区）

【ごみ】

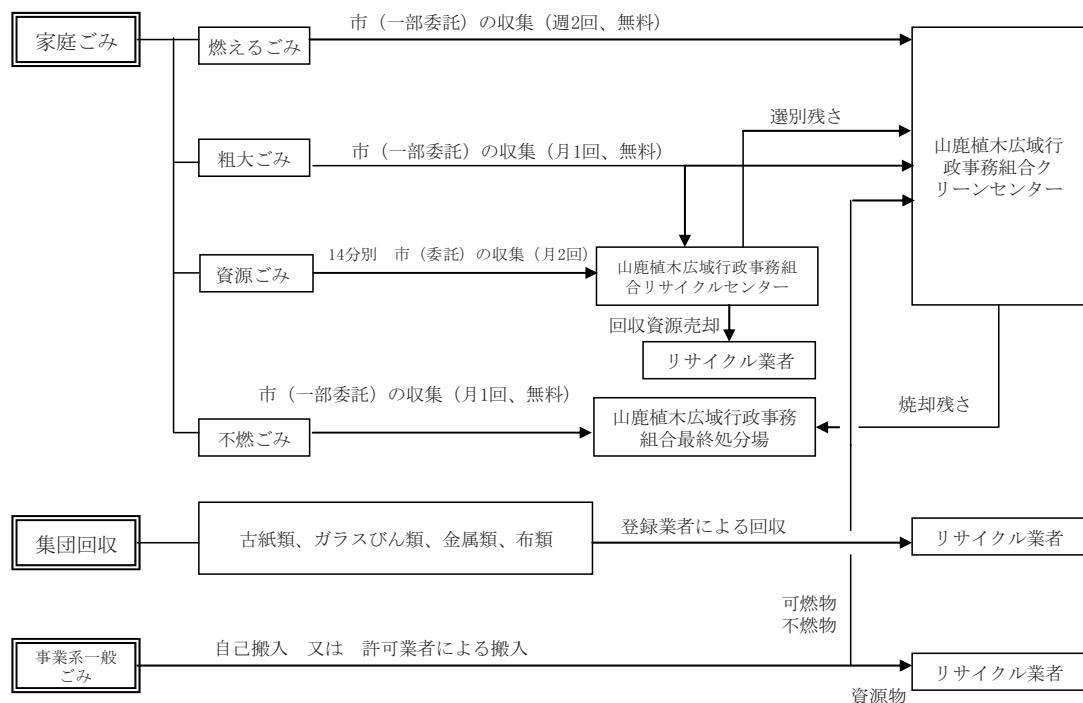


【し尿】

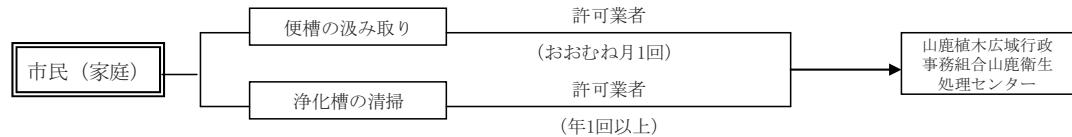


図 1 - (4) 平成 25 年度の一般廃棄物の処理システム（植木地区）

【ごみ】



【し尿】



別表 1 平成 25 年度一般廃棄物収集運搬業許可業者 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

No.	名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	有限会社都環境開発サービスセンター	861-4101	熊本県熊本市南区近見 8-13-92	096-353-2906
2	株式会社熊本清掃社	860-0048	熊本県熊本市西区池上町 1000-5	096-325-5353
3	有限会社エステービス	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西 7-16-1	096-365-6644
4	株式会社明光	860-0812	熊本県熊本市中央区南熊本 5-10-4	096-371-5977
5	株式会社熊本県弘済会	862-0917	熊本県熊本市東区榎町 16-7	096-360-2266
6	金岡商店株式会社	861-4144	熊本県熊本市南区富合町秋迎堂 611	096-358-3500
7	有限会社高倉智将産業	861-4112	熊本県熊本市南区白藤 4-26-22	096-357-5364
8	クリーンライン株式会社	861-5253	熊本県熊本市南区八分字町 360-8	096-227-1450
9	有限会社平井商会	861-5347	熊本県熊本市西区河内町船津 2048	096-276-0144
10	有限会社東部流通	861-2118	熊本県熊本市東区花立 3-15-20	096-369-3111
11	有価物回収協業組合石坂グループ	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町 2874	096-389-5501
12	株式会社八木運送	862-0911	熊本県熊本市東区健軍 3-3-5-101	096-286-8611
13	飯島 キヨミ (飯島産業)	862-0970	熊本県熊本市東区渡鹿 8-2-1	096-366-7032
14	九州郵弘有限会社	860-0085	熊本県熊本市北区高平 2-2-23	096-343-6667
15	有限会社聖光クリーン	861-8081	熊本県熊本市北区麻生田 5-33-6	096-339-5796
16	大東商事株式会社	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町 453-1	096-245-4800
17	株式会社永野商店	861-8072	熊本県熊本市北区室園町 10-22	096-343-4970
18	ジェイアール九州メンテナンス株式会社	860-0051	熊本県熊本市西区二本木 5-7-5	096-324-5696
19	有限会社更正企業	861-8035	熊本県熊本市東区御領 5-10-18	096-284-9991
20	有限会社九州ビルメンテナンス社	861-5283	熊本県熊本市西区松尾町上松尾 14-4	096-329-4159
21	株式会社西原商店	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町 29-8	096-378-0657
22	有限会社前田商会	861-4124	熊本県熊本市南区海路口町 3333	096-223-0970
23	有限会社クリンケア産業	860-0834	熊本県熊本市南区江越 2-7-12	096-379-7011
24	有限会社旭清掃社	861-8010	熊本県熊本市東区上南部 2-19-1	096-389-1911
25	有限会社森山商店	860-0004	熊本県熊本市中央区新町 1-6-26	096-352-4956
26	山下 鶴住 (山下商店)	861-8030	熊本県熊本市東区小山町 1667-11	096-380-2756
27	有限会社ケイケイ環境サービス	860-0068	熊本県熊本市西区上代 5-9-18	096-353-2452
28	有限会社村岡商会	861-5263	熊本県熊本市南区並建町 541	096-227-0153
29	ひろせ梱包運輸株式会社	862-0967	熊本県熊本市南区流通印地 2-15-1	096-377-2229
30	株式会社東和	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 1-8-27	096-380-6011
31	株式会社サンレイメディアカル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 1-3-111	096-279-4311
32	株式会社くまもと流通	862-0913	熊本県熊本市東区尾ノ上 2-18-10	096-384-9162
33	熊本綜合管理株式会社	861-8046	熊本県熊本市東区石原 1-11-24	096-389-1122

34	林田 清隆(肥後環境サービス)	861-4106	熊本県熊本市南区南高江 1-15-36	096-358-3961
35	有限会社林産業	861-8031	熊本県熊本市東区戸島町 1205-5	096-389-7151
36	株式会社三勢	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山 3-8-44	096-383-2341
37	株式会社協働社	861-8035	熊本県熊本市東区御領 5-9-75	096-389-2720
38	株式会社中山商店	861-0133	熊本県熊本市北区植木町滴水 98	096-272-0100
39	株式会社星山商店	861-8001	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘 9-5-76	096-338-6421
40	株式会社前田産業	861-4133	熊本県熊本市南区島町 5-7-3	096-358-6600
41	株式会社熊本市リサイクル事業センター	861-4101	熊本県熊本市南区近見 8-8-35	096-357-0070
42	西部環境開発株式会社	860-0054	熊本県熊本市西区八島 2-1-25	096-356-4359
43	有限会社オー・エス収集センターワーク	861-5511	熊本県熊本市北区楠野町 1046-2	096-245-0110
44	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合	862-0967	熊本県熊本市南区流通団地 1-31	096-379-8100
45	有限会社クリーンテック	861-4101	熊本県熊本市南区近見 7-13-70	096-356-5658
46	株式会社環境総合	860-0821	熊本県熊本市中央区本山 4-3-13	096-325-2911
47	有限会社宇都宮産業	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町葉山 132-93	096-245-1005
48	有限会社銀杏ビルサービス	860-0048	熊本県熊本市西区池上町 1516	096-322-2588
49	有限会社タケシタ	861-4155	熊本県熊本市南区富合町南田尻字辻 524-1	096-206-6268
50	有限会社西原運輸	860-0831	熊本県熊本市中央区八王寺町 29-8	096-378-0657
51	株式会社熊本環境エンジニアリング	861-8035	熊本県熊本市東区御領 2-3-36	096-380-0900
52	熊本新明産業株式会社	861-4106	熊本県熊本市南区南高江 3-3-53	096-357-1773
53	有限会社ケンコー	861-8045	熊本県熊本市東区小山 2-28-23	096-388-7229
54	有限会社肥後産興	861-0155	熊本県熊本市北区植木町轟 1309-1	096-275-5801
55	有限会社R i v e r F i e l d	861-5515	熊本県熊本市北区四方寄町 302	096-344-6668
56	協業組合熊本清掃公社	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町 757-14	096-368-3788
57	有限会社徳臣商事	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町 172	096-361-3106
58	有限会社升富	860-0816	熊本県熊本市中央区本荘町 682-10	096-242-1057
59	株式会社グリーンロジスティクス	861-0000	熊本県熊本市北区鶴羽田 4-7-7-206	096-345-8543
60	有限会社勲栄総建	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西 4-3-1	096-341-6155
61	株式会社坂井幸吉商店	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町 1055-21	096-346-6667
62	有限会社サニーライフ	861-5512	熊本県熊本市北区梶尾町 276-4	096-275-2660
63	河原 和典(GAMADAS)	860-0863	熊本県熊本市中央区坪井 5-2-14	096-356-7325
64	有限会社トライアングル	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 2-5-105	096-213-3223
65	下田 国子(娯美社)	862-0924	熊本県熊本市中央区帯山 3-16-11	096-385-2855
66	植木 祐成(リサイクルセンター・スッキリ)	861-8043	熊本県熊本市東区戸島西 4-2-58	096-284-5300

67	株式会社熊本スキルサービス	861-4101	熊本県熊本市南区近見 3-15-49	096-324-1292
68	株式会社めがクリーン	861-2102	熊本県熊本市東区沼山津 2-12-18	096-367-7009
69	株式会社リサイクルくる	861-8041	熊本県熊本市東区戸島 5-10-187	096-388-0912
70	有限会社熊本ウエス川野商店	861-4156	熊本県熊本市南区富合町田尻 586	096-357-6631
71	栗原 志保 (リサイクルワンピース)	861-8003	熊本県熊本市北区楠 5-8-1	096-288-1821
72	有限会社松崎産業	861-5252	熊本県熊本市南区土河原町 261	096-227-1552
73	有限会社緒方清掃	869-0405	熊本県宇土市馬之瀬町 186	0964-23-2518
74	有限会社ソーシャルクリーン熊本リサイクル	869-0543	熊本県宇城市松橋町南豊崎 779	0964-33-3132
75	株式会社オカムラ	869-0532	熊本県宇城市松橋町久具 1948-1	0964-33-0131
76	有限会社プログレ	861-4402	熊本県下益城郡美里町堅志田 356	0964-46-2563
77	株式会社松清	869-0542	熊本県宇城市松橋町豊崎 2104	0964-33-4659
78	廣田 晴夫 (ヒロタクリーンサービス)	861-0121	熊本県熊本市北区植木町平井 693-2	096-273-5920
79	有限会社ユートピア・グリーン	861-0103	熊本県熊本市北区植木町清水 3916-2	096-273-5377
80	有限会社松岡清掃公社	861-0104	熊本県熊本市北区植木町今藤 413-1	096-272-0301
81	東洋工業株式会社	860-0055	熊本県熊本市西区蓮台寺 5-4-15	096-359-6161
82	石原運送有限会社	861-4125	熊本県熊本市南区奥古閑町 4059-2	096-223-2926
83	株式会社東宝	862-0915	熊本県熊本市東区山ノ神 1-10-38	096-367-5023
84	株式会社みなみ	862-0947	熊本県熊本市東区画園町大字重富 511-2	096-370-5448
85	社会福祉法人環友會	861-4101	熊本県熊本市南区近見 9-10-50	096-325-0007
86	木村 泰樹 (ライフサポート助)	860-0086	熊本県熊本市北区打越町 7-5	096-344-2841
87	中川 二男 (城山環境)	860-0068	熊本県熊本市西区上代 8-20-25	096-329-6528
88	株式会社エコ・クリーン	861-4131	熊本県熊本市南区薄場 1-10-38	096-327-9004
89	株式会社アース T・K	860-0064	熊本県熊本市西区城山半田 3-5-29	096-342-4787

別表2 一般廃棄物処分業（中間処理）の許可業者（平成 25 年 4 月 1 日現在）

業者名	施設所在地	施設種類	設置年月日	処理能力	一般廃棄物の種類
有価物回 収協業組 合石坂グ ループ	熊本市東区 戸島町2874	選別	平成12年12月20日	16 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製 品類
		破碎	平成12年12月20日	4.1 t/日(8H)	
		破碎・選 別	平成17年4月26日	32 t/日(8H)	
		選別	平成3年3月1日	48 t/日(8H)	廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製 品類
		圧縮	平成3年3月1日	16 t/日(8H)	廃金属製品類（飲料用マール缶又はアル缶に 限る。）
		圧縮	平成3年3月1日	5.6 t/日(8H)	廃金属製品類（飲料用マール缶又はアル缶に 限る。）
		破碎・分 級	平成12年9月30日	16 t/日(8H)	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料用 容器に限る。）
		選別	平成10年3月25日	4 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		圧縮	平成10年3月25日	4.5 t/日(8H)	
		破碎	平成13年9月27日	1 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス 製品類、廃陶磁器製品類（廃蛍光管に限 る。）
		破碎・減 溶	平成17年3月15日	0.96 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
		選別	平成12年8月31日	40 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮	平成12年8月31日	168 t/日(8H)	
		破碎（移 動式）・ 選別	平成16年8月20日	280 t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類、草類（他の一 般廃棄物と分別して収集されたものに限 る。）
		選別・破 碎・洗浄	平成20年9月19日	14.4 t/日(8H)	廃プラスチック製品類（廃ペットボトルに限る。）
		選別・破 碎・洗浄	平成17年4月26日	200 t/日(8H)	廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（廃飲料用 容器に限る。）
		破碎	平成17年4月26日	45.5 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類、剪定木く ず類、古紙類、廃繊維類
		破碎・固 化	平成17年4月26日	24 t/日(8H)	
		破碎	平成20年9月26日	9.6 t/日(8H)	古紙類
		選別・圧 縮	平成20年9月26日	100 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、 廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製 品類
		選別・圧 縮・梱包	平成23年8月9日	48 t/日(8H)	

熊本新明 産業株式 会社	熊本市南区 南高江 3-3-53	選別	平成 2 年 9 月	60 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス 製品類、廃木製品類
			平成 2 年 9 月	20 t / 日 (8H)	
			平成 2 年 9 月	80 t / 日 (8H)	
			昭和 60 年 5 月	40 t / 日 (8H)	
		破碎	平成 2 年 9 月	160 t / 日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス 製品類、廃木製品類
		切断	昭和 60 年 5 月	80 t / 日 (8H)	廃金属製品類
株式会社 熊本市リ サイクル 事業セン ター	熊本市南区 近見 8-8-35	選別	平成元年 4 月 8 日	60 t / 日	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック 製品類
		圧縮	平成 7 年 9 月 4 日	30t / 日	廃金属製品類 (チャール缶に限る。)
		圧縮	平成 9 年 3 月 4 日	30t / 日	廃金属製品類 (ケル缶に限る。)
		破碎	平成 11 年 9 月 10 日	24 t / 日	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃プラスチック 製品類
		選別	平成 10 年 5 月 10 日	80 t / 日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類、廃 木製品類、剪定木くず、廃プラスチック製品類、廃 金属製品類
			平成 21 年 10 月 8 日	4.86 t / 日	
		圧縮	平成 10 年 5 月 10 日	80 t / 日	廃繊維類、古紙類、廃プラスチック製品類
		破碎	平成 7 年 9 月 4 日	5.5 t / 日	古紙類、廃プラスチック製品類、廃木製品類、 剪定木くず、廃プラスチック製品類、廃金属製品類、 廃ゴム製品類
	熊本市西区 新港 1-4-21	選別・破 碎	平成 20 年 6 月 16 日	12 t / 日	廃プラスチック製品類
株式会社 熊本清掃 社	熊本市西区 沖縄町字津 端 4243-1	発酵堆肥 化	平成 13 年 9 月 6 日	108 t / 日	食品廃棄物、草類、木類、ペーパーシュレッカータ イ (事業系一般廃棄物に限る。)
有限会社 アクトフ オーアー ス	熊本市北区 金尾町 422-2	破碎 (移 動式)	平成 17 年 7 月 28 日	62.2 t / 日	剪定木くず、根株、草等
		破碎	平成 14 年 6 月 5 日	4.15 t / 日	
大東商事 株式会社	熊本市西区 新港 1-4-22	破碎・選 別・分級	平成 19 年 10 月 30 日	762.3 t / 日 (24H)	廃プラスチック製品類
				1,143.6 t / 日 (24H)	古紙類
				1,528.5 t / 日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
				457.3 t / 日 (24H)	廃繊維類
				4,307.5 t / 日 (24H)	廃金属製品類

			5,718 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
選別・分級(移動式) (トロンメル)	平成 19 年 10 月 30 日		1127.2 t/日 (24H)	焼却灰
			150.3 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類
			263 t/日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
			225.4 t/日 (24H)	古紙類
			90.2 t/日 (24H)	廃繊維類
			849.2 t/日 (24H)	廃金属製品類
			1,127.2 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
選別・分級(移動式) (傾斜スクリーン)	平成 19 年 10 月 30 日		1,277.5 t/日 (24H)	廃コンクリートくず類
			1,245.6 t/日 (24H)	焼却灰
			165.6 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類
			290.4 t/日 (24H)	廃木製品類及び剪定木くず類
			249.6 t/日 (24H)	古紙類
			98.4 t/日 (24H)	廃繊維類
			938.4 t/日 (24H)	廃金属製品類
選別	平成 19 年 10 月 30 日		1,245.6 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
			1,411.2 t/日 (24H)	廃コンクリートくず類
圧縮	平成 19 年 10 月 30 日		1094.27 t/日 (24H)	
			158.4 t/日 (24H)	廃プラスチック製品類
			237.6 t/日 (24H)	古紙類
			95.04 t/日 (24H)	廃繊維類
			984.96 t/日 (24H)	廃金属製品類

				1,188 t/日 (24H)	廃ガラス製品類及び廃陶磁器製品類
社会福祉 法人環友 会	熊本市南区 近見 9-1439-1	選別	平成 21 年 3 月 12 日	53.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				59.8 t/日 (8H)	古紙類
				40 t/日 (8H)	廃金属製品類
				40 t/日 (8H)	廃ガラス製品類
				40 t/日 (8H)	廃陶磁器製品類
		圧縮	平成 21 年 3 月 12 日	51.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				60.8 t/日 (8H)	古紙類
		選別・圧 縮	平成 21 年 3 月 12 日	5.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				5.84 t/日 (8H)	廃繊維類
		破碎	平成 21 年 3 月 12 日	4.8 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
		溶融	平成 21 年 3 月 12 日	3.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
有限会社 大和観光 資源開発	熊本市南区 富合町田尻 427-1	選別	昭和 52 年 4 月 8 日	40 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱 包	平成 2 年 11 月 1 日	16 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		圧縮・梱 包	昭和 52 年 9 月 1 日	24 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
株式会社 城南曙生 コンクリ ート	熊本市南区 城南町塚原 204-1	破碎	平成 21 年 4 月 23 日	4.5 t/日 (8H)	剪定木くず類
株式会社 西原商店	熊本市南区 城南町下宮 地 903-1	選別、圧 縮・梱包	平成 21 年 12 月 16 日	1.92 t/日 (8H)	廃金属製品類
				0.6 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				1.2 t/日 (8H)	古紙類
				0.88 t/日 (8H)	廃繊維類
				0.5 t/日 (8H)	廃ガラス製品類
株式会社 はま造園 土木	熊本市北区 龍田町弓削 字東鶴 595-3 外	破碎	平成 22 年 4 月 7 日	4.532 t/日	剪定木くず類
株式会社 エコポー ト九州	熊本市西区 新港 1-4-9	溶解	平成 22 年 7 月 15 日	80 t/日 (16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、 廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、 廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリ ートくず類

		溶解・製紙	平成 22 年 7 月 15 日	4.8 t/日(16H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・選別	平成 22 年 7 月 15 日	77.5 t/日(24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		破碎・選別・造粒	平成 22 年 7 月 15 日	74.9 t/日(24H)	廃木製品類、廃金属製品類
		選別、圧縮・梱包	平成 22 年 7 月 15 日	840 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・洗浄・造粒	平成 22 年 7 月 15 日	521.2 t/日(24H)	廃プラスチック製品類
		破碎・選別	平成 22 年 7 月 15 日	250.9 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類、廃コンクリートくず類
		破碎・固化	平成 22 年 7 月 15 日	72 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類
		選別、圧縮・梱包	平成 22 年 7 月 15 日	1094.4 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類（これらのうち内容物が封入されたものを含む。）、廃木製品類、廃繊維類、廃コンクリートくず類
		圧縮・梱包	平成 22 年 7 月 15 日	340.8 t/日(24H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類
株式会社 星山商店	熊本市北区 武藏ヶ丘 9-5-76	選別・切 断	切断:昭和 55 年 4 月 1 日	300 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンクリートくず、廃陶磁器製品類
			選別:平成 16 年 7 月 21 日		
		選別・破 碎	平成 19 年 11 月 27 日	230.4 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				144.0 t/日 (8H)	廃木製品類、剪定木くず類
				178.4 t/日 (8H)	廃コンクリートくず
				230.4 t/日 (8H)	古紙類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
		選別・圧 縮	圧縮:昭和 55 年 4 月 1 日	10 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃金属製品類
			選別:平成 16 年 7 月 21 日		

		選別	平成 19 年 11 月 27 日	32 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃コンクリート製品類、廃陶磁器製品類
		圧縮	平成 19 年 11 月 27 日	115.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類、廃金属製品類
		分解・分別	平成 14 年 8 月 6 日	2.7 t/日(8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
株式会社 星山商店	熊本市北区 武藏ヶ丘 9-5-76	選別・破 碎	平成 23 年 2 月 7 日	2.4 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				2.1 t/日(8H)	古紙類
				3.8 t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類
				0.8 t/日(8H)	廃繊維類
				3.6 t/日(8H)	廃ゴム製品類
				3.5 t/日(8H)	廃金属製品類
		選別・切 断	平成 23 年 2 月 7 日	4.9 t/日(8H)	廃プラスチック製品類
				4.8 t/日(8H)	古紙類
				4.2 t/日(8H)	廃木製品類、剪定木くず類
				4.6 t/日(8H)	廃繊維類
				4.9 t/日(8H)	廃ゴム製品類
				4.4 t/日(8H)	廃金属製品類
有限会社 オ一・エス 收集セン ター	熊本市北区 楠野町字板 倉 1010 外	選別・压 缩	平成 22 年 10 月 13 日	25 t/日(7H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃木製品類、剪定木くず類、廃繊維類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類
株式会社 永野商店	熊本市北区 室園町 10-22	選別・压 缩	平成 11 年 4 月 11 日	48.87 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				115.04 t/日 (8H)	古紙類
				103.2 t/日 (8H)	廃繊維類
		選別・破 碎	平成 22 年 9 月 14 日	17.8 t/日(8H)	古紙類
		選 别	平成 22 年 9 月 14 日	175.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
				217.6 t/日 (8H)	古紙類
				205.6 t/日 (8H)	廃繊維類

熊本市北区 四方寄町 1444	選別・圧縮	平成 21 年 11 月 5 日	222.96 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
			222.96 t/日 (8H)	古紙類
			201.84 t/日 (8H)	廃繊維類
	圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	198.88 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
			198.88 t/日 (8H)	古紙類
			180.4 t/日 (8H)	廃繊維類
	選別	平成 17 年 3 月 18 日	20 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃金属製品類、廃ガラス製品類、廃陶磁器製品類 (廃飲料水等が封入されたものを含む。)
	圧縮	平成 21 年 11 月 5 日	9.6 t/日 (8H)	廃金属製品類 (チャール缶用)
			19.8 t/日 (8H)	廃金属製品類
	圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	14.48 t/日 (8H)	廃金属製品類
株式会社 中山商店	圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	60.7 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
			43.93 t/日 (8H)	廃金属製品類
	圧縮	平成 22 年 9 月 14 日	4 t/日 (8H)	廃金属製品類 (ケル缶用)
	破碎・減容固化	平成 15 年 10 月 28 日	0.96 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
	選別	平成 19 年 3 月 6 日	3.2 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、廃木製品類
熊本市北区 植木町技刀 塚 15	圧縮・梱包	平成 25 年 2 月 15 日	290.8 t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、廃繊維類
		平成 23 年 7 月 22 日		
	圧縮	平成 25 年 2 月 15 日	5.3 t/日 (8H)	廃金属製品類
		平成 23 年 7 月 22 日		
	減容	平成 25 年 2 月 15 日	0.64t/日 (8H)	廃プラスチック製品類
	破碎	平成 25 年 2 月 15 日	4.7t/日 (8H)	廃プラスチック製品類、古紙類、剪定木くず類、廃木製品類、廃繊維類、廃ゴム製品類、廃金属製品類

告示 第 498 号

平成 25 年 6 月 21 日

平成 24 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 9 件 |
| (2) 市県民税（特別徴収） | 9 件 |
| (3) 法人市民税 | 2 件 |

告示 第 499 号

平成 25 年 6 月 24 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 25 年 6 月 24 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 134 台

告示 第 500 号

平成 25 年 6 月 24 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
12-1114	若葉 6 丁目第 11 号線	東区若葉六丁目 276 番 2 地先
		東区若葉六丁目 184 番 1 地先
14-385	画図東 1 丁目第 1 号線	東区画図東一丁目 541 番 7 地先
		東区画図東一丁目 541 番 13 地先
14-386	江津 2 丁目第 41 号線	東区江津二丁目 331 番 4 地先
		東区江津二丁目 331 番 19 地先

17-487	野口 2 丁目第 3 号線	南区野口二丁目 965 番 3 地先
		南区野口二丁目 965 番 11 地先
17-488	野口 2 丁目第 4 号線	南区野口二丁目 969 番 4 地先
		南区野口二丁目 969 番 9 地先
23-849	小山 2 丁目第 3 号線	東区小山二丁目 577 番 1 地先
		東区小山二丁目 441 番 1 地先
23-850	戸島 1 丁目第 3 号線	東区戸島一丁目 2306 番 5 地先
		東区戸島一丁目 2306 番 18 地先
23-851	戸島西 4 丁目第 3 号線	東区戸島西四丁目 3544 番 1 地先
		東区戸島西四丁目 3544 番 9 地先
24-495	楠野町第 17 号線	北区楠野町 1121 番 7 地先
		北区楠野町 1121 番 6 地先
24-496	鶴羽田 3 丁目第 2 号線	北区鶴羽田三丁目 862 番 8 地先
		北区鶴羽田三丁目 862 番 3 地先
26-164	護藤町第 34 号線	南区護藤町 1134 番 5 地先
		南区護藤町 1134 番 8 地先
26-165	八分字町第 29 号線	南区八分字町 2633 番 1 地先
		南区八分字町 2633 番 5 地先
28-30595	廻江第 10 号線	南区富合町廻江 642 番 1 地先
		南区富合町廻江 642 番 15 地先
28-30596	廻江第 11 号線	南区富合町廻江 642 番 1 地先
		南区富合町廻江 642 番 11 地先
7-336	島崎 5 丁目第 6 号線	西区島崎五丁目 387 番 1 地先
		西区島崎五丁目 446 番地先
19-157	池上町谷尾崎町第 1 号線	西区池上町 1281 番 2 地先
		西区谷尾崎町 1478 番 14 地先
19-158	池上町第 51 号線	西区池上町 2564 番 3 地先
		西区池上町 2577 番 2 地先
29-30035	千町第 2 号線	南区城南町千町 1941 番 1 地先
		南区城南町千町 2523 番地先

4-565	国府 2 丁目第 13 号線	中央区国府二丁目 242 番 5 地先
		中央区国府二丁目 242 番 13 地先
9-1055	麻生田 3 丁目第 5 号線	北区麻生田三丁目 1775 番 5 地先
		北区麻生田三丁目 1775 番 3 地先
23-852	上南部 2 丁目第 8 号線	東区上南部二丁目 1504 番 2 地先
		東区上南部二丁目 1502 番 1 地先
24-494	飛田 2 丁目第 2 号線	北区飛田二丁目 813 番 2 地先
		北区飛田二丁目 837 番 1 地先
30-30681	滴水第 19 号線	北区植木町滴水 1050 番 7 地先
		北区植木町滴水 1048 番 20 地先

告示 第 501 号

平成 25 年 6 月 24 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
7-336	島崎 5 丁目第 6 号線	島崎五丁目 632 番地先
		島崎五丁目 446 番地先
29-30035	著町中央線	城南町千町 2108 番 2 地先
		城南町千町 2215 番地先

告示 第 502 号

平成 25 年 6 月 24 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
12-1114	若葉 6 丁目第 1 号線	東区若葉六丁目 276 番 2 地先
		東区若葉六丁目 184 番 1 地先
14-385	画図東 1 丁目第 1 号線	東区画図東一丁目 541 番 7 地先
		東区画図東一丁目 541 番 13 地先

14-386	江津2丁目第4 1号線	東区江津二丁目331番4地先
		東区江津二丁目331番19地先
17-487	野口2丁目第3 号線	南区野口二丁目965番3地先
		南区野口二丁目965番11地先
17-488	野口2丁目第4 号線	南区野口二丁目969番4地先
		南区野口二丁目969番9地先
23-849	小山2丁目第3 号線	東区小山二丁目577番1地先
		東区小山二丁目441番1地先
23-850	戸島1丁目第3 号線	東区戸島一丁目2306番5地先
		東区戸島一丁目2306番18地先
23-851	戸島西4丁目第 3号線	東区戸島西四丁目3544番1地先
		東区戸島西四丁目3544番9地先
24-495	楠野町第17号 線	北区楠野町1121番7地先
		北区楠野町1121番6地先
24-496	鶴羽田3丁目第 2号線	北区鶴羽田三丁目862番8地先
		北区鶴羽田三丁目862番3地先
26-164	護藤町第34号 線	南区護藤町1134番5地先
		南区護藤町1134番8地先
26-165	八分字町第29 号線	南区八分字町2633番1地先
		南区八分字町2633番5地先
28-30595	廻江第10号線	南区富合町廻江642番1地先
		南区富合町廻江642番15地先
28-30596	廻江第11号線	南区富合町廻江642番1地先
		南区富合町廻江642番11地先
7-336	島崎5丁目第6 号線	西区島崎五丁目387番1地先
		西区島崎五丁目446番地先
19-157	池上町谷尾崎町 第1号線	西区池上町1281番2地先
		西区谷尾崎町1478番14地先
19-158	池上町第51号 線	西区池上町2564番3地先
		西区池上町2577番2地先

29-30035	千町第2号線	南区城南町千町 1941 番 1 地先
		南区城南町千町 2523 番地先
4-565	国府2丁目第1 3号線	中央区国府二丁目 242 番 5 地先
		中央区国府二丁目 242 番 13 地先
9-1055	麻生田3丁目第 5号線	北区麻生田三丁目 1775 番 5 地先
		北区麻生田三丁目 1775 番 3 地先
23-852	上南部2丁目第 8号線	東区上南部二丁目 1504 番 2 地先
		東区上南部二丁目 1502 番 1 地先
24-494	飛田2丁目第2 号線	北区飛田二丁目 813 番 2 地先
		北区飛田二丁目 837 番 1 地先
30-30681	滴水第19号線	北区植木町滴水 1050 番 7 地先
		北区植木町滴水 1048 番 20 地先

告示 第 503 号

平成 25 年 6 月 24 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本県長 幸山政史

整理番号	路線名	起 点
		終 点
12-1114	若葉6丁目第1 1号線	東区若葉六丁目 276 番 2 地先
		東区若葉六丁目 184 番 1 地先
14-385	画図東1丁目第 1号線	東区画図東一丁目 541 番 7 地先
		東区画図東一丁目 541 番 13 地先
14-386	江津2丁目第4 1号線	東区江津二丁目 331 番 4 地先
		東区江津二丁目 331 番 19 地先
17-487	野口2丁目第3 号線	南区野口二丁目 965 番 3 地先
		南区野口二丁目 965 番 11 地先
17-488	野口2丁目第4 号線	南区野口二丁目 969 番 4 地先
		南区野口二丁目 969 番 9 地先
23-849	小山2丁目第3 号線	東区小山二丁目 577 番 1 地先
		東区小山二丁目 441 番 1 地先

23-850	戸島 1 丁目第 3 号線	東区戸島一丁目 2306 番 5 地先
		東区戸島一丁目 2306 番 18 地先
23-851	戸島西 4 丁目第 3 号線	東区戸島西四丁目 3544 番 1 地先
		東区戸島西四丁目 3544 番 9 地先
24-495	楠野町第 17 号 線	北区楠野町 1121 番 7 地先
		北区楠野町 1121 番 6 地先
24-496	鶴羽田 3 丁目第 2 号線	北区鶴羽田三丁目 862 番 8 地先
		北区鶴羽田三丁目 862 番 3 地先
26-164	護藤町第 34 号 線	南区護藤町 1134 番 5 地先
		南区護藤町 1134 番 8 地先
26-165	八分字町第 29 号線	南区八分字町 2633 番 1 地先
		南区八分字町 2633 番 5 地先
28-30595	廻江第 10 号線	南区富合町廻江 642 番 1 地先
		南区富合町廻江 642 番 15 地先
28-30596	廻江第 11 号線	南区富合町廻江 642 番 1 地先
		南区富合町廻江 642 番 11 地先
7-336	島崎 5 丁目第 6 号線	西区島崎五丁目 387 番 1 地先
		西区島崎五丁目 446 番地先
29-30035	千町第 2 号線	南区城南町千町 1941 番 1 地先
		南区城南町千町 2523 番地先
4-565	国府 2 丁目第 1 3 号線	中央区国府二丁目 242 番 5 地先
		中央区国府二丁目 242 番 13 地先
9-1055	麻生田 3 丁目第 5 号線	北区麻生田三丁目 1775 番 5 地先
		北区麻生田三丁目 1775 番 3 地先
23-852	上南部 2 丁目第 8 号線	東区上南部二丁目 1504 番 2 地先
		東区上南部二丁目 1502 番 1 地先
24-494	飛田 2 丁目第 2 号線	北区飛田二丁目 813 番 2 地先
		北区飛田二丁目 837 番 1 地先
30-30681	滴水第 19 号線	北区植木町滴水 1050 番 7 地先
		北区植木町滴水 1048 番 20 地先

告示 第 504 号

平成 25 年 6 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 に基づき指定地域密着型サービス事業所の指定を行ったので、次のとおり同法第 78 条の 11 及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 01352	地域密着型介護老人福祉施設 はるの里 熊本市南区城南町舞原 253 番地 1	社会福祉法人 嘉悠会 熊本県上益城郡嘉島町北甘木 2 073 番地 理事長 西村 栄彦	平成 25 年 6 月 24 日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

告示 第 505 号

平成 25 年 6 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定を行ったので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9714	地域密着型介護老人福祉施設 はるの里 熊本市南区城南町舞原 253 番地 1	社会福祉法人 嘉悠会 熊本県上益城郡嘉島町北甘木 2 073 番地 理事長 西村 栄彦	平成 25 年 6 月 24 日	短期入所生活介護
437010 9714+	地域密着型介護老人福祉施設 はるの里 熊本市南区城南町舞原 253 番地 1	社会福祉法人 嘉悠会 熊本県上益城郡嘉島町北甘木 2 073 番地 理事長 西村 栄彦	平成 25 年 6 月 24 日	介護予防短期入所生活介護

告示 第 507 号

平成 25 年 6 月 24 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 220 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告示 第 510 号

平成 25 年 6 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした田尻区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

目的

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) スポーツ大会の実施」を

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) スポーツ大会の実施
- (5) その他目的達成に必要なこと」に改める。

区域

「本会の区域は、熊本市富合町田尻とする。」を「本会の区域は、熊本市南区富合町田尻とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「本会の事務所は、熊本市富合町田尻 479 番地 2 とする。」を「本会の事務所は、熊本市南区富合町田尻 479 番地 2 とする。」に改める。

代表者の住所

「熊本市富合町田尻 375 番地」を「熊本市南区富合町田尻 375 番地」に改める。

告示 第 511 号

平成 25 年 6 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9722	ケアプランセンター 蓮 熊本市東区戸島七丁目 7 番 91 号	東央株式会社 熊本市中央区帯山七丁目 6 番 37 号 代表取締役 黒田 亮	平成 25 年 7 月 1 日	居宅介護支援

告示 第 512 号

平成 25 年 6 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09730	にしばる指定居宅介護支援事業所 熊本市東区保田窪四丁目 7 番 36 号	株式会社よもち 熊本市西区島崎三丁目 1 番 6 号 代表取締役 小嶋 忠夫	平成 25 年 7 月 1 日	居宅介護支援

告示 第 513 号

平成 25 年 6 月 26 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
14-367	江津 1 丁目第 39 号線	東区江津一丁目 491 番地先から 東区江津一丁目 484 番 4 地先まで	旧	7.4 ～ 7.8	19.6
		東区江津一丁目 491 番地先から 東区江津一丁目 484 番 4 地先まで	新	8.8 ～ 8.8	19.6

告示 第 514 号

平成 25 年 6 月 26 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした樋津区自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

目的

「この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努め、また、行政との協議、協力をすすめつつ住民のための地域的な共同活動をおこなうことを目的とする。」を「この区は、区員相互及び区内外の諸団体との協力・協調のもとに、区員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努めまた、行政との協議・協力をすすめつつ住民のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 区員相互の親睦に関すること。
- (2) 回覧板の回付等自治区域内の住民相互の連絡

- (3) 美化、清掃等自治区域内の環境の整備
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) 消防施設の維持管理
- (6) 放送施設の維持管理
- (7) その他、所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関する事。
- (8) 区内外の各種団体との連絡協議に関する事。
- (9) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (10) その他本区の目的を達成するために必要な事業。」に改める。

告示 第 515 号

平成 25 年 6 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

平野区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市植木町平野 86 番地の 2 から 464 番地の 2」を「熊本市北区植木町平野 86 番地の 2 から 464 番地の 2」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市植木町平野 454 番地」を「熊本市北区植木町平野 454 番地」に改める。

告示 第 516 号

平成 25 年 6 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

井上区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市改寄町の井上地区（ただし、熊本市改寄町 1181-4、1182-1、1189 番地を除く）の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区改寄町の井上地区（ただし、熊本市北区改寄町 1181-4、1182-1、1189 番地を除く）の区域とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市改寄町 446 番地 4」を「熊本市北区改寄町 446 番地 4」に改める。

告示 第 518 号

平成 25 年 6 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09706	アサヒサンクリーン在宅介護センタ 一熊本中央 熊本市中央区大江五丁目 5-28 阿部ビル 102 号	アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区栄町 4-10 静岡栄町 ビル 5 階 代表取締役 山田 堅治	平成 25 年 7 月 1 日	訪問入浴 介護
43701 09706	アサヒサンクリーン在宅介護センタ 一熊本中央 熊本市中央区大江五丁目 5-28 阿部ビル 102 号	アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区栄町 4-10 静岡栄町 ビル 5 階 代表取締役 山田 堅治	平成 25 年 7 月 1 日	介護予防 訪問入浴 介護

告示 第 519 号

平成 25 年 6 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 69 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09698	ヘルパーステーション優家 熊本市東区長嶺西 1 丁目 6-95 ル・メヨール長嶺 401 号	株式会社ナスタチウム 熊本市東区長嶺東五丁目 4-87 代表取締役 金森 真志	平成 25 年 6 月 24 日	訪問介護
43701 09698	ヘルパーステーション優家 熊本市東区長嶺西 1 丁目 6-95 ル・メヨール長嶺 401 号	株式会社ナスタチウム 熊本市東区長嶺東五丁目 4-87 代表取締役 金森 真志	平成 25 年 6 月 24 日	介護予防 訪問介護

告示 第 521 号

平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
野尻会 ケアプランしんまち 熊本市中央区新町四丁目 4 番 26 号 医療法人野尻会 理事長 野尻 明弘	居宅介護支援	平成 25 年 6 月 3 日
デイサービス七福神熊本北 熊本市北区兎谷一丁目 3 番 3 号 有限会社三基 取締役 高橋 省悟	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 5 月 21 日
小規模多機能型居宅介護支援事業所 ヴィラ・九品寺 熊本市中央区九品寺三丁目 9 番 5 号 社会福祉法人 明芳会 理事長 荒木 功	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 25 年 5 月 23 日

デイサービス あおぞら 熊本市北区清水万石五丁目2番58号 株式会社 K&G 代表取締役 白石 敬一郎	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 6 月 1 日
訪問看護ステーションかみふうせん 熊本市北区高平三丁目 11-58 宮の森ハイツ 有限会社在宅サービスかみふうせん 取締役 山中 敦子	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 25 年 6 月 1 日
かたくり健軍 熊本市東区尾ノ上二丁目3番3-4号 アズビルあんしんケアサポート株式会社 代表取締役 三輪 英俊	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成 25 年 6 月 1 日
アイケアデイサービス 熊本市東区新生一丁目 1 番 11 号 株式会社 真栄 代表取締役 徳永 栄一郎	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 6 月 1 日
クリニカルサポート 訪問看護ステーションくまもと 熊本中央区壺川一丁目 8-64 コスモビル 202 株式会社 クリニカルサポート 代表取締役 小宅 正	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 25 年 6 月 1 日
茶話本舗デイサービス 榎亭 熊本市東区榎町 23 番 139 号 株式会社真聖 代表取締役 秋吉 千帆	通所介護	平成 25 年 6 月 3 日
デイサービスむさしの 熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目 20 番 6 号 合同会社 イーハトーブ 代表社員 松尾 洋子	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 6 月 1 日
KKF訪問看護ステーション 熊本市西区花園七丁目 25-23 社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 理事長 野口 駿	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 25 年 6 月 10 日
介護予防運動支援センター シルキー・ライフ熊本中央 熊本中央区帯山二丁目 12-26 二宮コミュニティビル 1F 株式会社 Silky Life Japan 代表取締役 吉富 徳泰	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 6 月 11 日
本山ごふく薬局 熊本中央区本山 4-8-38 有限会社 呉服薬局 代表取締役 鬼崎 信文	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 6 月 12 日
熊本託麻台リハビリテーション病院 熊本中央区帯山八丁目 2-1 医療法人堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日

告示 第 522 号

平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関を指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
上通りデイサービス 熊本市中央区南坪井 1 番 29 号高千穂荘 1 階 株式会社 ハンズ 岩上 明治	通所介護・介護予防通所介護	平成 25 年 6 月 14 日
みどりの樹居宅介護支援センター 健軍 熊本市東区健軍一丁目 24 番 20 号 株式会社リープス・ケア 代表取締役 中島 理子	居宅介護支援	平成 25 年 6 月 1 日

告示 第 523 号
平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：指定訪問介護事業所 熊本市社会福祉事業団 所在地：熊本市南区平成一丁目 16 番 18 号 開設者：社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 宗村 收		
旧	介護機関名称：指定訪問介護事業所 熊本市社会福祉事業団 所在地：熊本市中央区坪井六丁目 9 番 9 号 開設者：社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 宗村 收	平成 24 年 4 月 21 日	所在地変更

告示 第 524 号
平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
めばえ薬局 熊本市中央区帶山三丁目 18-42 有限会社 生活の杜 代表取締役 樋島 淳	平成 25 年 5 月 31 日

告示 第 525 号
平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
熊本託麻台リハビリテーション病院 熊本市中央区帶山八丁目 2-1 医療法人 堀尾会 理事長 堀尾 慎彌	リハビリテーション科・脳神経外科・神経内科・整形外科・内科・消化器内科・循環器内科・小児リハビリテーション科・ペインクリニック外科	平成 25 年 5 月 1 日

前田産婦人科医院 熊本市南区出仲間七丁目 2-32 医療法人フェリチタ 理事長 前田 隆宏	産婦人科	平成 25 年 4 月 1 日
芹川消化器内科クリニック 熊本市東区栄町 4-18 医療法人芹川消化器内科クリニック 理事長 芹川 習	内科・消化器内科・小児科	平成 25 年 5 月 1 日
甲斐整形外科 熊本市南区平成二丁目 3-27 甲斐 功一	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・内科	平成 25 年 6 月 10 日
(歯科)		
託麻台歯科クリニック 熊本市東区尾ノ上一丁目 10-4 難波 亜弥	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	平成 25 年 5 月 1 日
(薬局)		
草津屋薬局 熊本市南区川尻一丁目 3-13 有限会社 草津屋 代表取締役 浦山 真頼	薬局	平成 25 年 4 月 1 日
熊本調剤薬局 平成店 熊本市南区平成二丁目 3-28 キヤマアポテイク株式会社 代表取締役 木山 為彦	薬局	平成 25 年 6 月 6 日
シモカワ黒髪調剤薬局 熊本市中央区黒髪六丁目 13-30 株式会社 下川薬局 代表取締役 下川 泰	薬局	平成 25 年 4 月 1 日
カワノ薬局 熊本市中央区南熊本四丁目 3-8 河野 千恵	薬局	平成 25 年 6 月 10 日
(柔道整復)		
おはな整骨院 摂田 七穂美 熊本市中央区帯山七丁目 18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 25 年 6 月 3 日
(あん摩・マッサージ)		
在宅マッサージ クオン 中地 勝義 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッサージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成 25 年 5 月 23 日
上通鍼灸院 岩上 明治 熊本市中央区南坪井町 1-29 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	あん摩・マッサージ	平成 25 年 6 月 14 日
(はり・灸)		
在宅マッサージ クオン 中地 勝義 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッサージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	はり・灸	平成 25 年 5 月 23 日

上通鍼灸院 岩上 明治 熊本中央区南坪井町 1-29 熊本鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・灸	平成 25 年 6 月 14 日
---	------	------------------

告示 第 526 号

平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(診療)			
新	医療法人社団 てつクリニック 熊本市北区麻生田二丁目 14-22 最勝寺 哲志	平成 25 年 5 月 1 日	名称変更
	医療法人社団 えとう内科医院 熊本市北区麻生田二丁目 14-22 最勝寺 哲志		
新	たっくりハサポートセンター 熊本市東区上南部二丁目 1-67 株式会社 くますま 代表取締役 河添 竜志郎	平成 22 年 12 月 15 日	所在地変更
	たっくりハサポートセンター 熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目 15-15 株式会社 くますま 代表取締役 河添 竜志郎		
(歯科)			
新	まちのはいしやさん 熊本市南区島町四丁目 4-26 長 忍	平成 13 年 4 月 1 日	所在地変更
	まちのはいしやさん 熊本市南区南高江一丁目 13-56 長 忍		
(薬局)			
新	有限会社ファミリー調剤薬局 熊本中央区国府一丁目 11-7 有限会社ファミリー調剤薬局 代表取締役 小島 輝也	平成 25 年 5 月 1 日	開設者変更
	有限会社ファミリー調剤薬局 熊本中央区国府一丁目 11-7 有限会社ファミリー調剤薬局 代表取締役 小島 貞敏		
(あん摩・マッサージ)			
新	在宅マッサージ クオン 城戸 良二 熊本中央区南熊本五丁目 1-1	平成 25 年 5 月 1 日	名称(屋号)変更
	訪問医療マッサージ クオン 城戸 良二 熊本中央区南熊本五丁目 1-1		

告示 第 527 号

平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
前田産婦人科医院 熊本市南区出仲間七丁目 2-32 前田 隆宏	平成 25 年 3 月 31 日
芹川消化器内科クリニック 熊本市東区栄町 4-18 芹川 習	平成 25 年 4 月 30 日
(歯科)	
託麻台歯科クリニック 熊本市東区尾ノ上一丁目 10-4 中島 新悟	平成 24 年 11 月 30 日
(薬局)	
草津屋薬局 熊本市南区川尻一丁目 3-13 浦山 真頼	平成 25 年 4 月 30 日
有限会社 明光堂 熊本中央区練兵町 62 番地 有限会社 明光堂 代表取締役 木原 義明	平成 25 年 5 月 20 日
めばえ薬局 熊本中央区帯山三丁目 18-42 有限会社 生活の杜 代表取締役 樋島 淳	平成 25 年 5 月 31 日

告示 第 528 号

平成 25 年 6 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
(はり・きゅう)	
福田鍼灸院 福田 千鶴子 熊本市南区川口町 2694	平成 25 年 4 月 30 日
熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	

告示 第 529 号

平成 25 年 6 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定、同法第 46 条第 1 項本文の指定、同法第 48 条第 1 項第 1 号本文及び同法第 53 条第 1 項本文の指定を更新したので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2、同法第 85 条及び同法施行規則第 133 条の 2、同法第 93 条及び同法施行規則第 135 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び

同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業所番号	サービス名	指定(更新)日	事業所名称	所在地	申請者名称	主事務所所在地	代表者職名	代表者名
437010 5944	訪問リハビリテーション	平成 25 年 8 月 1 日	訪問リハビリテーションみづぐ苑	熊本市北区貢町 135 番地	医療法人 医誠会	熊本市東区東京塚町 1 番 32 号	理事長	津野田 誠
437010 5944	介護予防訪問リハビリテーション	平成 25 年 8 月 1 日	訪問リハビリテーションみづぐ苑	熊本市北区貢町 135 番地	医療法人 医誠会	熊本市東区東京塚町 1 番 32 号	理事長	津野田 誠
437010 5951	通所介護	平成 25 年 8 月 1 日	デイサービスたくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 5951	介護予防通所介護	平成 25 年 8 月 1 日	デイサービスたくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 5977	居宅介護支援	平成 25 年 8 月 1 日	たくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 5985	訪問介護	平成 25 年 8 月 1 日	たくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 5985	介護予防訪問介護	平成 25 年 8 月 1 日	たくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 5993	介護老人福祉施設	平成 25 年 8 月 1 日	特別養護老人ホームたくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 6009	短期入所生活介護	平成 25 年 8 月 1 日	たくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉
437010 6009	介護予防短期入所生活介護	平成 25 年 8 月 1 日	たくまの里	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	熊本市東区御領一丁目 13 番 26 号	理事長	樺島 啓吉

437010 6017	訪問介護	平成 25 年 9月 20 日	ヘルパース テーション 創幸	熊本市中央区九 品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビ ル 1 階	NPO 法 人創幸	熊本市中央区 九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビル 1 階	理事長	松崎 幸 子
437010 6017	介護予防訪 問介護	平成 25 年 9月 20 日	ヘルパース テーション 創幸	熊本市中央区九 品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビ ル 1 階	NPO 法 人創幸	熊本市中央区 九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビル 1 階	理事長	松崎 幸 子
437010 6017	通所介護	平成 25 年 9月 20 日	デイサービ スセンター 創幸	熊本市中央区九 品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビ ル 1 階	NPO 法 人創幸	熊本市中央区 九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビル 1 階	理事長	松崎 幸 子
437010 6017	介護予防通 所介護	平成 25 年 9月 20 日	デイサービ スセンター 創幸	熊本市中央区九 品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビ ル 1 階	NPO 法 人創幸	熊本市中央区 九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビル 1 階	理事長	松崎 幸 子
437010 6017	居宅介護支 援	平成 25 年 9月 20 日	居宅介護支 援事業所創 幸	熊本市中央区九 品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビ ル 1 階	NPO 法 人創幸	熊本市中央区 九品寺三丁目 17 番 24 号 九品寺 M・II ビル 1 階	理事長	松崎 幸 子
437010 6025	通所介護	平成 25 年 10 月 1 日	三和苑デイ サービスセ ンター	熊本市西区城山 下代三丁目 6 番 5 号	社会福祉 法人真光 会	熊本市西区城 山大塘四丁目 1 番 15 号	理事長	吉田 精 華
437010 6025	介護予防通 所介護	平成 25 年 10 月 1 日	三和苑デイ サービスセ ンター	熊本市西区城山 下代三丁目 6 番 5 号	社会福祉 法人真光 会	熊本市西区城 山大塘四丁目 1 番 15 号	理事長	吉田 精 華
437010 6033	通所介護	平成 25 年 10 月 1 日	デイサービ スニ・コ(C o・Co)	熊本市中央区坪 井三丁目 9 番 2 7 号	医療法人 起生会	熊本市中央区 北千反畑町 2 番 5 号	理事長	吉田 憲 史
437010 6033	介護予防通 所介護	平成 25 年 10 月 1 日	デイサービ スニ・コ(C o・Co)	熊本市中央区坪 井三丁目 9 番 2 7 号	医療法人 起生会	熊本市中央区 北千反畑町 2 番 5 号	理事長	吉田 憲 史

公 告

公告 第 449 号

平成 25 年 6 月 17 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本県知事 幸山 政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西七丁目 2757 番、2777 番 5、2777 番 10 及び里道
3745.77 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区渡鹿七丁目 8 番 53 号
株式会社 熊本のれん会
代表取締役 横溝 康秀

公告 第 454 号

平成 25 年 6 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口三丁目 1174 番 2、1174 番 6
324.20 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区土河原町 283 番地
益城 弘康

公告 第 455 号

平成 25 年 6 月 18 日

熊本市建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 幸山政史

熊本市一般競争入札実施要領の一部を改正する基準

熊本市一般競争入札実施要領（平成 19 年告示第 230 号）の一部を次のように改正する。

4(1) 中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 他の入札参加者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

公告 第 456 号

平成 25 年 6 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西五丁目 3123 番 2、3123 番 4
323.75 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区石原一丁目 11 番 52 号
源川 昇

公告 第 458 号

平成 25 年 6 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区出水八丁目 553 番 1、554 番 1、610 番 1、610 番 3、611 番、612 番 2、618 番 1、619 番、620 番、621 番、621 番 2、622 番、623 番 1 及び水路の一部

4,135.66 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 76 番地 3

有限会社 ジョイント

代表取締役 上村 信敏

公告 第 459 号

平成 25 年 6 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区護藤町字菰堀 1532 番 2、1533 番 1

2,452.96 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県上益城郡山都町上寺 43 番地

三栄商事株式会社

代表取締役 糸永 哲夫

公告 第 460 号

平成 25 年 6 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上高橋一丁目 87 番、88 番

1,546.30 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区島崎二丁目 11 番 10 号

前田興産有限会社

代表取締役 前田 亘

公告 第 461 号

平成 25 年 6 月 19 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区帶山七丁目 732 番 4

1,071.56 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市東区上南部二丁目 7 番 110 号
 熊飽タクシー有限会社
 精算人 内田 玉男

公 告 第 4 6 5 号

平成 25 年 6 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本市東区画団町大字所島字前島 392 番 1
 1,666.94 平方メートル
 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本県八代市西宮町 1222 番地 1
 西村 節藏

公 告 第 4 6 6 号

平成 25 年 6 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本市北区植木町後古閑字迎畑 117 番 3、117 番 9
 237.50 平方メートル
 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市北区植木町後古閑 117 番地 3
 土屋 正秋
 土屋 節子

公 告 第 4 6 7 号

平成 25 年 6 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本市北区植木町後古閑字迎畑 117 番 8
 200.48 平方メートル
 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市北区植木町平野 243 番地 1 サニーカーサⅡ 101
 清田 千恵美

公 告 第 4 7 1 号

平成 25 年 6 月 24 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 公売財産の種類 動産
 2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分番号	品 名	見積価額	公売保証金
1	仏壇① 黒檀仏壇一式 (W72×H173×D60)	90,000円	9,000円
2	仏壇② 家具調仏壇一式 (W57×H150×D44)	45,000円	4,500円
3	数珠① (本水晶) 木箱付	5,000円	500円
4	数珠② (黒丹) 箱付	2,000円	200円
5	ペティオ フレンドバッグカジュアル ポストンタイプ S タイプ W23367①	500円	0円
6	ペティオ フレンドバッグカジュアル ポストンタイプ S タイプ W23367②	500円	0円
7	耳の中のむだ毛取り ペティオ フェアリア FR13×24①	1,000円	0円
8	耳の中のむだ毛取り ペティオ フェアリア FR13×24②	1,000円	0円
9	耳の中のむだ毛取り ペティオ フェアリア FR13×24③	1,000円	0円
10	耳の中のむだ毛取り ペティオ フェアリア FR13×24④	1,000円	0円
11	耳の中のむだ毛取り ペティオ フェアリア FR13×24⑤	1,000円	0円
12	ビークルバリヤー アネックスボンネットタイプ車用	500円	0円
13	ペツツスマイルド・リンスインシャンプー 全猫仕用 350ml ペティオ W22370×6①	200円	0円
14	ペツツスマイルド・リンスインシャンプー 全猫仕用 350ml ペティオ W22370×6②	200円	0円
15	ペツツスマイルド・リンスインシャンプー 全猫仕用 350ml ペティオ W22370×6③	200円	0円
16	ペツツスマイルド・リンスインシャンプー 全猫仕用 350ml ペティオ W22370×6④	200円	0円
17	ペツツスマイルド・リンスインシャンプー 全猫仕用 350ml ペティオ W22370×6⑤	200円	0円

全て代金納付時の現況有姿による

- 3 公売方法 せり売り
 4 公売参加申込期間 平成25年7月5日午後1時から平成25年7月19日午後11時まで

- 5 セリ売り期間 平成 25 年 7 月 26 日午後 1 時から平成 25 年 7 月 28 日午後 11 時まで
- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定日時及び場所
- (1) 財産種別 動産
- (2) 日時 平成 25 年 7 月 29 日午前 10 時
- (3) 場所 熊本市役所納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成 25 年 8 月 5 日午後 2 時
(ただし、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その外の要件
国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。
- 10 その外の公売要件
- (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条の規定に該当する者又は同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びセリ売りに参加することはできない。
- (2) 公売財産のセリ売りにかかる買受の申し込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が 30 万円以下の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く）で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が 50 万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175 日を経過していないもの）の送付、又は現金（熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して 8 日を経過していないもの）に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) セリ売りにかかる買受の申込は、セリ売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったセリ売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においては YAHOO ! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所 2 階財政局納税課（9 番窓口）で閲覧する

ことができる。

- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

公 告 第 4 7 7 号

平成 25 年 6 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区内田町字小築籠 1895 番地 3

499.95 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区八幡五丁目 17 番 6 号 ラ・フェリシータ 304 号

江藤 茂喜

江藤 瞳代

公 告 第 4 7 8 号

平成 25 年 6 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田一丁目 618 番 2、618 番 3、624 番 1

1,823.10 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

公 告 第 4 7 9 号

平成 25 年 6 月 25 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項に基づき、地籍調査を実施するにあたり、同法第 7 条及び同法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 10 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 事業計画が公示された日

平成 25 年 6 月 18 日

- 2 調査を実施する者の名称

熊本市

3 調査地域

東区戸島五丁目、東区戸島六丁目、東区戸島町の各一部、中央区九品寺二丁目、中央区九品寺三丁目、中央区九品寺四丁目、中央区九品寺五丁目、中央区九品寺六丁目、中央区大江本町、中央区本荘二丁目、中央区白山一丁目、中央区白山二丁目、中央区岡田町、中央区菅原町、中央区出水六丁目、中央区国府本町、中央区国府一丁目、中央区国府二丁目、中央区国府三丁目、中央区国府四丁目、中央区出水二丁目、中央区出水三丁目、中央区出水四丁目、東区出水四丁目、中央区出水五丁目、南区田井島一丁目、南区田迎六丁目、南区出仲間九丁目の全部

中央区八王寺町、中央区出水一丁目、中央区出水七丁目の各一部

北区植木町平井、北区植木町古閑の全部

北区植木町亀甲、北区植木町有泉、北区植木町上古閑、北区植木町木留の各一部

4 調査の期間

平成 25 年 6 月 25 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

公 告 第 4 8 1 号

平成 25 年 6 月 25 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 17 年 5 月 9 日付け公告第 33 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 25 年 7 月 24 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸山政史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

自 平成 25 年 6 月 25 日

至 平成 25 年 7 月 24 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市北区役所農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 25 年 8 月 8 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 4 8 6 号

平成 25 年 6 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島五丁目 3956 番 1、3956 番 4
2,595.91 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津五丁目 13 番 12 号
株式会社 熊本不動産ネット
代表取締役 横田 健太

公告 第 487 号

平成 25 年 6 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町榎津字居合 793 番 8
495.94 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区富合町古閑 846 番地 1 サンリット S・NB 203 号
森川 晃治

公告 第 488 号

平成 25 年 6 月 26 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定に基づき、次の一団地を認定しましたので、同法第 86 条第 8 項の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 申請人 熊本市北区徳王一丁目 8 番 1 号
株式会社テレビ熊本
代表取締役社長 本松 賢
- 2 認定区域 地名地番 熊本市北区室園町 802 番 4 外 19 筆
敷地面積 8184.91 m²
- 3 一団地認定年月日番号 平成 25 年 6 月 26 日 指令（建指）第 1 号
- 4 認定内容 認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する。
- 5 縦覧場所 熊本市都市建設局建築指導課（熊本中央区手取本町 1 番 1 号）

公告 第 490 号

平成 25 年 6 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口二丁目 947 番 4
221.09 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本中央区米屋町一丁目 9 番地 1（1305 号）

川井 一弘

公告 第 4 9 5 号

平成 25 年 6 月 27 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田二丁目 422 番 2、422 番 3

382.09 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区野中三丁目 10 番 25 号 メゾンアンリシール C103

横田 裕也

横田 理知子

公告 第 4 9 8 号

平成 25 年 6 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町清藤字突田 64 番 1

1,654.48 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県八代郡氷川町鹿島 641 番地の 1

カシマ開発株式会社

代表取締役 山口 信行

公告 第 4 9 9 号

平成 25 年 6 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町清藤字間添 336 番 7、337 番 3

2,909.13 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本中央区出水三丁目 10 番 35 号

株式会社 GM 開発

代表取締役 横田 貴久

公告 第 5 0 0 号

平成 25 年 6 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山二丁目 859 番
1,769.69 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町 4 番 32 号
有限会社 クリエイト
代表取締役 原本 栄興

交 通 局

交通局規程第 9 号
平成 25 年 6 月 28 日

熊本市交通事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山 弘一

熊本市交通事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程

(給与の特例)

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間（以下「特例期間」という。）における熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（昭和 30 年交通局規程第 12 号。以下「給与規程」という。）別表第 1 に規定する各給料表の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額は、給与規程第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条から第 9 条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「減額率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給与規程第 39 条の勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級	割合
交通企業職員給料表(1)	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 6.77
	4 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
交通企業職員給料表(2)	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級	100 分の 6.77
	5 級	100 分の 7.77

- 2 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第 13 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。
- 3 特例期間における給与規程第 30 条から 32 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与規程第 39 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額に 12 を乗じ、その額を熊本市交通局就業規程（昭和 30 年交通局規程第 27 号。以下「就業規程」という。）第 58 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除した額に当該職員に係る減額率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 4 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「除した額」とあるのは、「除した額に、就業規程第 58 条に規定する 1 週間当たりの勤務時間を乗じて得た額を同条第 1 項の規定により定められた当該職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た額」とする。
- 5 職員のうち熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 18 年交通

局規程第 2 号) 附則第 6 項から第 8 項まで、熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 23 年交通局規程第 7 号) 附則第 10 項から第 12 項までの規定による給料の支給を受けるものに対する第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、第 1 項中「第 9 条まで」とあるのは、「第 9 条まで、熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 18 年交通局規程第 2 号) 附則第 6 項から第 8 項まで、熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成 23 年交通局規程第 7 号) 附則第 10 項から第 12 項まで」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 21 号

平成 25 年 6 月 28 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程(昭和 42 年水道局規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 項各号列記以外の部分中「規程」を削る。

附則第 8 項を附則第 11 項とし、附則第 7 項を附則第 10 項とし、附則第 6 項の次に次の 3 項を加える。

(編入職員に係る特例)

7 旧城南町一般職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 21 号。以下「旧城南町条例」という。) 又は旧鹿本郡植木町の旧一般職の職員の給与に関する条例(昭和 30 年条例第 13 号。以下「旧植木町条例」という。) の規定の適用を受けていた下益城郡城南町職員又は鹿本郡植木町職員(以下「旧 2 町職員」という。) であって、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日(以下「2 町編入日」という。) 以後引き続き本市職員として採用されたもので、その者の受ける給料月額が 2 町編入日の前日において受けた給料の月額(旧城南町条例第 3 条の規定による給料月額と旧城南町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 3 号) 附則第 7 条の規定による給料の額との合計額に 100 分の 99.47(職務の級が 4 級以下の職員にあっては、100 分の 99.62) を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) 又は旧植木町条例第 3 条の規定による給料月額と旧鹿本郡植木町の旧一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 4 号) 附則第 7 項の規定による給料の額との合計額に 100 分の 99.47(職務の級が 4 級以下の職員にあっては、100 分の 99.62) を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) をいう。) に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 旧城南町技能労務職員の給与に関する規則(昭和 41 年城南町規則第 8 号。以下「旧城南町規則」という。) 又は旧技能労務職員の給与に関する規則(昭和 46 年植木町規則第 16 号。以下「旧植木町規則」という。) の規定の適用を受けていた旧 2 町職員であって、2 町編入日以後引き続き本市の業務職員として採用されたもので、その者の受ける給料月額が 2 町編入日の前日において受けた給料の月額(旧城南町規則第 3 条の規定による給料月額と旧城南町技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 18 年城南町規則第 13 号) 附則第 5 項の規定による給料の額との合計額に 100 分の 99.59(職務の級が 4 級以下の職員にあっては、100 分の 99.67) を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) 又は旧植

木町規則第 3 条の規定による給料月額と旧技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年植木町規則第 14 号）附則第 5 項の規定による給料の額との合計額に 100 分の 99.59（職務の級が 4 級以下の職員にあっては、100 分の 99.67）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 前 2 項の規定による給料を支給される職員に関する分限条例第 8 条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和 42 年水道局規程第 3 号）附則第 7 項又は第 8 項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）附則第 7 項の規定は、平成 22 年 3 月 23 日から適用する。

2 新規程附則第 7 項の規定の適用については、平成 22 年 3 月 23 日から同年 11 月 30 日までの間においては同項中「合計額に 100 分の 99.47（職務の級が 4 級以下の職員にあっては、100 分の 99.62）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「合計額」とし、同年 12 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までの間においては同項中「100 分の 99.47（職務の級が 4 級以下の職員にあっては、100 分の 99.62）」とあるのは「100 分の 99.83」とする。

上下水道局規程第 22 号
平成 25 年 6 月 28 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

熊本市上下水道事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程

（上下水道事業企業職員の給与の特例）

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間（以下「特例期間」という。）における熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和 42 年水道局規程第 3 号。以下「給与規程」という。）第 2 条第 2 項各号に規定する給料表又は第 42 条第 1 項の表の適用を受ける職員（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）の規定により任期を定めて採用された職員であって上下水道事業事務・技術職員給料表の適用を受けるものにあっては、2 級以上の職員に限る。以下「上下水道事業企業職員」という。）の給料月額は、給与規程第 2 条から第 4 条まで並びに第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「減額率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び給与規程第 35 条第 1 項の勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
上下水道事業事務・技術職員給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 6.77
	4 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
上下水道事業業務職員給料表	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級	100 分の 6.77
	5 級	100 分の 7.77

給与規程第 42 条第 1 項の表	4 号給以下	100 分の 7.77
	5 号給以上	100 分の 9.77

- 2 特例期間における上下水道事業企業職員の管理職手当の額は、給与規程第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。
- 3 特例期間における上下水道事業企業職員の地域手当の額は、給与規程第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、給料月額に対する地域手当の月額に当該上下水道事業企業職員に係る減額率を乗じて得た額と管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額との合計額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 4 特例期間における熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例第 50 号）第 15 条及び給与規程第 25 条から第 27 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与規程第 35 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額とこれに対する地域手当の月額との合計額に 12 を乗じ、その額を熊本市上下水道局就業規程（昭和 35 年水道局規程第 1 号。以下「就業規程」という。）第 18 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規程第 19 条の 2 第 3 項に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の勤務時間（就業規程第 18 条の 2 第 2 項本文に規定する勤務時間をいう。）を減じたもので除した額に当該上下水道事業企業職員に係る減額率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 5 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「除した額」とあるのは、「除した額に、就業規程第 18 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの勤務時間をして得た額を同条第 3 項の規定により定められた当該職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た額」とする。
- 6 上下水道事業企業職員のうち給与規程附則第 7 項、熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 18 年水道局規程第 6 号）附則第 6 項から第 8 項まで、熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 21 年上下水道局規程第 12 号）附則第 4 項又は熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 23 年上下水道局規程第 5 号）附則第 10 項から第 12 項までの規定による給料の支給を受けるものに対する第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、第 1 項中「並びに第 42 条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「及び附則第 7 項、熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 18 年水道局規程第 6 号）附則第 6 項から第 8 項まで、熊本市水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 21 年上下水道局規程第 12 号）附則第 4 項並びに熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 23 年上下水道局規程第 5 号）附則第 10 項から第 12 項まで」とする。

（部分休業等をしている職員の給与の額の特例）

第 2 条 特例期間における給与規程第 37 条第 6 項及び第 38 条から第 41 条までの規定の適用については、これらの規定中「第 35 条」とあるのは、「熊本市上下水道事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成 25 年上下水道局規程第 22 号）第 1 条第 4 項」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

上下水道局告示第 43 号

平成 25 年 6 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があつたので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 151 号	熊本市南区流通団地一丁目 46 番地 昇建設株式会社 代表取締役 西村 保彦	平成 25 年 6 月 12 日 代表者変更

上下水道局告示第 44 号

平成 25 年 6 月 28 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 748 号	玉名市横田 219 番地 西野宮住設 代表者 西野宮 隼人	平成 25 年 6 月 26 日

病院局

病院局規程第 10 号

平成 25 年 6 月 28 日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高田明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成 21 年病院局規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項を附則第 12 項とし、附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項の次に次の 1 項を加える。

（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

10 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）前に旧城南町一般職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号。以下「旧城南町条例」という。）又は旧鹿本郡植木町の旧一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 13 号。以下「旧植木町条例」という。）の規定の適用を受けていた職員であつて、2町編入日以後引き続き本市の職員として採

用されたもので、その者の受ける給料月額が 2 町編入日の前日において受けている給料の月額（旧城南町条例第 3 条の規定による給料月額と旧城南町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 3 号）附則第 7 条の規定による給料の額との合計額に 100 分の 99.47（病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以下であるものにあっては、100 分の 99.62）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は旧植木町条例第 3 条の規定による給料月額と旧鹿本郡植木町の旧一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 4 号）附則第 7 項の規定による給料の額との合計額に 100 分の 99.47（病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以下であるものにあっては、100 分の 99.62）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 22 年 3 月 23 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程附則第 10 項の規定の適用については、平成 22 年 3 月 23 日から同年 1 月 30 日までの間においては同項中「合計額に 100 分の 99.47（病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以下であるものにあっては、100 分の 99.62）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「合計額」と、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 30 日までの間においては「100 分の 99.47（病院事業行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以下であるものにあっては、100 分の 99.62）」とあるのは「100 分の 99.83」とする。

病院局規程第 11 号

平成 25 年 6 月 28 日

熊本市病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者 高田 明

熊本市病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程

(病院事業企業職員の給与の特例)

第 1 条 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間（以下「特例期間」という。）における熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成 21 年病院局規程第 16 号。以下「給与規程」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する給料表又は給与規程第 47 条第 1 項に規定する表の適用を受ける職員（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号。以下「任期付職員条例」という。）の規定により任期を定めて採用された職員であつて病院事業行政職員給料表の適用を受けるものにあっては、2 級以上の職員に限る。以下「企業職員」という。）の給料月額は、給与規程第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条並びに第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「減額率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び給与規程第 41 条第 1 項の勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
病院事業行政職員給料表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 6.77
	4 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77

病院事業医療職員給料表	1級	100分の4. 77
	2級	100分の7. 77
	3級以上	100分の9. 77
病院事業看護職員給料表	2級以下	100分の4. 77
	3級	100分の6. 77
	4級から6級まで	100分の7. 77
	7級	100分の9. 77
病院事業業務職員給料表	3級以下	100分の4. 77
	4級	100分の6. 77
	5級	100分の7. 77
特定任期付職員給料表	4号給以下	100分の7. 77
	5号給以上	100分の9. 77

- 2 特例期間における企業職員の管理職手当の額は、給与規程第10条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。
- 3 特例期間における企業職員の地域手当の額は、給与規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額に対する地域手当の月額に当該企業職員に係る減額率を乗じて得た額と管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額との合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 4 特例期間における企業職員の特地勤務手当の額は、給与規程第27条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、当該額に当該企業職員に係る減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 5 特例期間における熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年条例第116号。以下「給与条例」という。）第22条第1項並びに給与規程第28条から第30条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第41条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額とこれに対する地域手当の月額との合計額に12を乗じ、その額を熊本市病院局就業規程（平成21年病院局規程第10号。以下「就業規程」という。）第16条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規程第26条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の勤務時間（就業規程第17条第2項本文に規定する勤務時間をいう。）を減じたもので除した額に当該企業職員に係る減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を減じて得た額とする。）
- 6 再任用短時間勤務職員に対する第5項の規定の適用については、同項中「除した額」とあるのは、「除した額に、就業規程第16条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に乗じて得た額を同条第3項の規定により定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た額」とする。
- 7 育児短時間勤務職員に対する第5項の規定の適用については、同項中「除した額」とあるのは、「除した額に、就業規程第16条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に乗じて得た額を同条第2項の規定により定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た額」とする。
- 8 企業職員のうち給与規程附則第5項若しくは第10項又は熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成23年病院局規程第4号）附則第13項から第15項までの規定による給料の支給を受けるものに対する第1項、第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、第1項中「並びに第47条第1項及び第2項」とあるのは「給与規程附則第5項及び第10項並びに熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程附則第13項から第15項まで」とする。

（部分休業をしている職員の給与の額の特例）

第2条 特例期間における給与規程第44条第5項の適用については、同条中「第41条」とあるのは、熊本市病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年病院局規程第11号第5項）とする。

（介護休暇をしている職員の給与の額の特例）

第3条 特例期間における給与規程第45条の適用については、同条中「第41条」とあるのは、熊本市病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年病院局規程第11号第5項）とする。

（不妊治療休暇をしている職員の給与の額の特例）

第4条 特例期間における給与規程第46条の適用については、同条中「第41条」とあるのは、熊本市病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年病院局規程第11号第5項）とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員会

教委規則第9号
平成25年6月27日

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎元達郎

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教委規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項の表に次のように加える。

熊本市立城南図書館	熊本市南区城南町舞原451番地9
-----------	------------------

第2条第1項の表を次のように改める。

名称	火曜日から金曜日までの日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）	土曜日	日曜日及び休日
熊本市立図書館	午前9時30分から午後6時（ただし、6月から9月までの間は午後7時）まで	午前9時30分から午後6時まで	午前9時30分から午後6時まで
熊本市立植木図書館	午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで
熊本市立城南図書館	午前9時30分から午後8時まで	午前9時30分から午後8時まで	午前9時30分から午後6時まで

第3条中「次の」を「次の表の」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休館日
熊本市立図書館	(1) 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月4日まで (3) 特別整理日（毎年14日以内）
熊本市立植木図書館	

熊本市立城南図書館	(1) 每月第 4 水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで (3) 特別整理日（毎年 5 日以内）
-----------	---

第 28 条を第 30 条とし、第 27 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理を行わせることができる分館）

第 28 条 条例第 11 条に規定する規則で定める分館は、城南図書館とする。

（指定申請書に添付する書類）

第 29 条 条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）
- (4) 条例第 12 条第 2 項第 4 号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

教委告示第 9 号

平成 25 年 6 月 21 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎元達郎

1 日時

平成 25 年 6 月 26 日（水）午後 2 時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議案

- (1) 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について
- (2) 平成 26 年度熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針の制定について
- (3) 熊本市放課後子どももプラン推進委員会委員の委嘱について
- (4) 熊本市学校給食共同調理場民間委託評価委員会委員の委嘱について
- (5) 熊本市文化財保護委員の委嘱について

4 協議

給食費について

5 報告

- (1) 平成 25 年第 2 回定期市議会報告について
- (2) 企画教育市民委員会行政視察について
- (3) 平成 25 年度熊本市中学生による子ども議会について
- (4) 平成 25 年度における教師塾「きらり」の活動状況について
- (5) 屋根貸し事業について
- (6) 広報広聴関係について